

(参考)

復興の取組と関連諸制度

平成29年5月11日



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

1 復興庁の体制等2

- 1-1 東日本大震災の概要
- 1-2 復興庁の体制
- 1-3 福島対応体制の強化
- 1-4 避難区域等に対する政府の対応体制

2 復興の取組6

＜被災者支援関係＞6

- 2-1-1 被災者の健康・生活支援
- 2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

＜住宅再建・まちづくり関係＞9

- 2-2-1 「復興施策に関する国の事業計画及び工程表」の見直しと目標達成状況の確認
- 2-2-2 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組
- 2-2-3 住まいの復興給付金
- 2-2-4 交通関係
- 2-2-5 国営追悼・祈念施設(仮称)整備事業

＜産業・雇用関連＞17

- 2-3-1 産業の復旧に向けた取組
- 2-3-2 産業の復興に向けた取組
- 2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策
- 2-3-4 雇用確保に向けた取組
- 2-3-5 企業連携の推進

＜広報関連＞28

- 2-4 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

＜多様な担い手による連携＞29

- 2-5-1 被災地での人材不足対策
- 2-5-2 ボランティア・公益的民間連携
- 2-5-3 復興と男女共同参画
- 2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて

＜原子力災害関係＞38

- 2-6-1 福島復興に向けた制度対応等
- 2-6-2 個別課題への対応

3 復興関連諸制度等56

- 3-1 復興関係予算
- 3-2 福島関係予算
- 3-3 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における主な財政的支援
- 3-4 復興特区制度
- 3-5 復興交付金
- 3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」
- 3-7 福島復興に向けた制度
- 3-8 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針
- 3-9 これまでの主な動き

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模 (推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の 東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9. 0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20～30m程度	
震源直上の海底 の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・ 浜通り、茨城県北部・南部、栃木県 北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南 部、福島県会津、群馬県南部、埼玉 県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸 北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、 山形県村山・置賜、群馬県北部、埼 玉県北部、千葉県北東部・南部、東 京都23区、新島、神奈川県東部・西 部、山梨県中部・西部、山梨県東部・ 富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等
(平成29年3月1日現在 出典:消防庁、復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者	19, 533名
(うち震災関連死(※2) 3, 523名)	
イ 行方不明	2, 585名
ウ 負傷者	6, 230名

(2) 建築物被害

ア 全壊	121, 768戸
イ 半壊	280, 160戸
ウ 一部破損	744, 396戸

※ 未確認情報を含む。
※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を含む。

※2 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含む。)。復興庁等調べ(平成28年9月30日現在)。

1-2 復興庁の体制

(平成29年4月26日時点)

復興庁

※職員約480名

内閣総理大臣 安倍 晋三

復興大臣 吉野 正芳

副大臣 橘 慶一郎

(総括業務、地震・津波災害からの復興、宮城復興局に関する事項を担当)

副大臣 長沢 広明

(福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生、福島復興局(茨城事務所を含む。))に関する事項を担当)

副大臣 末松 信介

(地震・津波災害からの復興に関する事項を担当)

大臣政務官 長坂 康正

(総括業務、地震・津波災害からの復興、岩手復興局に関する事項を担当)

大臣政務官 田野瀬 太道

(福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生に関する事項に係る文部科学省との連絡調整に関する事項を担当)

大臣政務官 井原 巧

(福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生に関する事項に係る経済産業省との連絡調整に関する事項を担当)

本庁(東京)※職員約240名

岩手復興局
(盛岡市)
※職員約50名

宮古支所

釜石支所

宮城復興局
(仙台市)
※職員約100名

石巻支所

気仙沼支所

福島復興局
(福島市)
※職員約90名

いわき支所

南相馬支所

帰還環境整備センター

茨城事務所

復興推進会議(閣僚級会合)

復興推進委員会(有識者会合)



- 復興局
- 支所
- 事務所
- その他の機関

※ 職員数には非常勤職員等を含む。

1-3 福島対応体制の強化

総理指示に基づき、平成25年2月に「福島復興再生総局」を設置。
復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』により、福島の復興を強力に推進。

福島復興再生総局（福島）

総局の長 吉野 復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）
【構成員】 長沢 復興副大臣
高木 原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）
伊藤 環境副大臣

事務局

内閣官房参与（事務局長）
復興庁事務次官
復興庁統括官、福島復興局長
原子力災害現地対策本部副本部長（経済産業省）
福島環境再生本部長（環境省） 等

福島復興局

福島環境
再生事務所
（除染、廃棄物対策）

原子力災害
現地対策本部
（区域運用、見直し等）

福島復興再生総括本部（東京）

本部長 吉野 復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）

関係省庁（局長クラス）

復興庁、警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム
消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁 等

主な取組

①福島復興再生総局幹部会合の開催

原子力災害からの福島の復興に関連する施策に関して、
現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策
を迅速に判断するため、福島において福島復興再生総局
を設置し、福島復興再生総局幹部会合を開催。

現地において即断即決できる支援体制の強化、
省庁横断的な課題に対する連携が可能に。

②福島復興再生総局事務局会議の開催

毎週、現地三事務所の長及び担当管理職等が参集し、
情報交換や課題の整理等を行う福島復興再生総局事務
局会議を開催。

事務方トップクラスが総局に在勤し、総局事務
局会議や現地訪問等を通じて、現場主義を徹底。

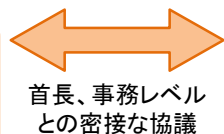
③実務者連絡会議の開催

関係省庁で、各省庁の取組状況や、各自治体の状
況・課題を報告・共有する実務者連絡会議を東京で開
催。

現地の状況・課題を共有するとともに、関係省
庁の諸施策を総括。

1-4 避難区域等に対する政府の対応体制

- ・福島県
- ・双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、楢葉町、葛尾村、川俣町、飯舘村、南相馬市、田村市、川内村、広野町



復興庁

- ・全体方針の策定（福島特措法基本方針、グランドデザイン、住民意向調査、避難解除等区域復興再生計画 等）
- ・帰還に必要な政策等の全体工程管理

政府一丸となった包括的な取組

原発事故・放射線対策

（平成24年12月）

	(1) 放射性物質汚染に 関する安心・安全の確保 (健康リスクに係るリスク コミュニケーションを含む)	(2) モニタリング	(3) 区域見直し等	(4) 賠償 (円滑な賠償の実施等 ・賠償指針、ADR等)	(5) 除染(含む中間貯蔵施設)	(6) 廃棄物対策	(7) 長期避難者対策 (含む町外コミュニティ 住民意向調査)	(8) インフラ、 公共サービス復旧	(9) 農林水産業の再開	(10) 産業振興 雇用対策
主要課題										
全体取り まとめ省庁	環境省	環境省	原災T	文科省 経産省	環境省	環境省	復興庁	復興庁	農水省	厚労省 経産省
主たる 関係省庁	文科省 厚労省	農水省 厚労省 原災T※ 文科省	警察庁 消防庁			国交省 農水省 厚労省	国交省 厚労省 総務省 文科省 原災T 経産省 環境省	国交省 文科省 厚労省 原災T 環境省 農水省		

※原災T: 内閣府原子力被災者生活支援チーム

2-1-1 被災者の健康・生活支援①

平成27年1月、避難生活の長期化や被災者の分散化などによる課題に対応するため、50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための対策を取りまとめた。

1. 仮設住宅等での心と体の健康への支援

(1) 見守り等の活動の推進

①復興特会における相談員確保の予算措置

「被災者健康・生活支援総合交付金」(H27)、「被災者支援総合交付金」(H28)を創設し、相談員の確保等を支援

②復興支援員の活用

見守りやケアと一体として行う相談業務に活用できることを明確化

③福島県の特有の課題に対応した相談員の確保

放射線不安など福島県特有の課題に対応した相談員の充実を支援

④保健師の確保の支援

「被災地健康支援事業」を延長して保健師の確保を支援

(2) 生きがいがつくり

○「心の復興」事業の実施

地域活性化等の活動への参画を通じた被災者の生きがいがつくりを支援

2. 災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援

見守り人員や総合交付金による支援とともに、

○復興交付金による支援の弾力化

災害公営住宅の整備に伴うコミュニティ形成などを支援

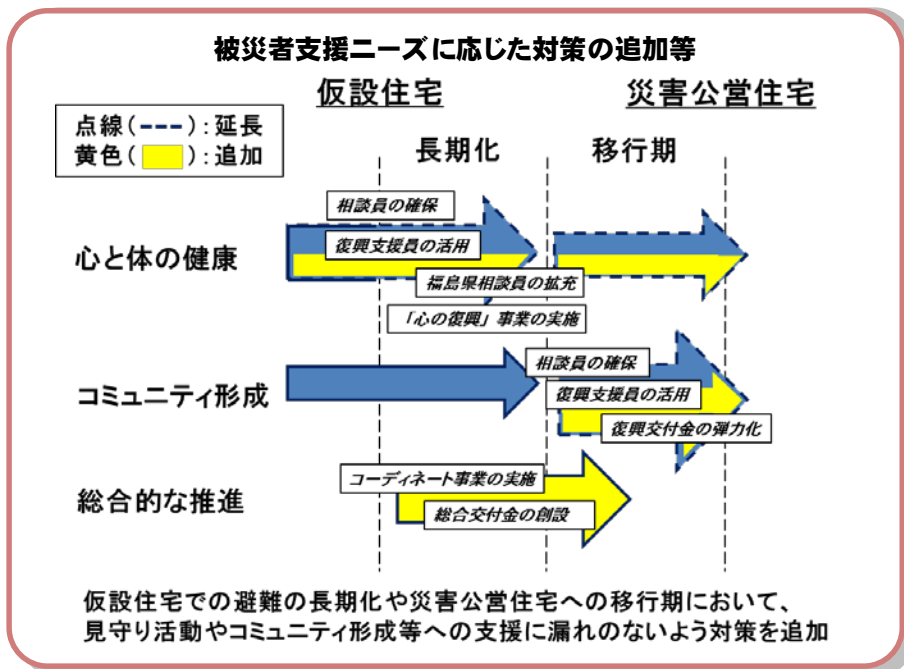
3. 支援施策の総合的な推進

①被災者支援コーディネート事業の実施

支援体制の充実や企業CSR活動のマッチング等のコーディネートを実施

②被災者健康・生活支援総合交付金の創設

1つの事業計画の下で見守り・子供の支援等を総合的・弾力的に推進



2-1-1 被災者の健康・生活支援②

被災者支援総合交付金 29年度予算額 200.1億円
(28年度予算額 220.3億円)

事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から6年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。
- ② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。
- ④ 自宅再建や生活再建のための相談支援。
- ⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・住宅・生活再建支援 | ・避難者・被災者支援 |
| ・「心の復興」 | ・被災者支援コーディネート |
| ・高齢者等日常生活サポート | |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

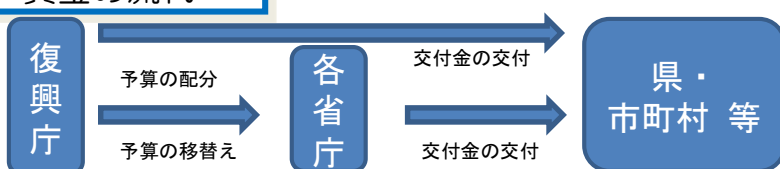
IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,802億円の約99%を被災者に配付済（平成29年3月31日現在）
- 災害弔慰金の支給済件数は、20, 412件（平成29年3月31日現在）
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は194, 281世帯（平成29年1月31日現在）

(1) 義援金の配布状況（内閣府調べ、平成29年3月31日現在）

募金総額	配分			
	都道府県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,802億円	3,800億円	3,735億円	3,697億円	2,435,206件
	99.9%	98.3%	99.0%	

※平成23年3月14日から平成26年3月31日の間に日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金と平成26年4月1日以降に日本赤十字社に寄せられた義援金を合計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況（内閣府調べ、平成29年3月31日現在）

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	20,412件	20,146件	607億7,375万円	598億8,625万円
災害障害見舞金	98件	94件	1億6,250万円	1億5,625万円

※災害弔慰金：災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの。
 災害障害見舞金：災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの。

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況（内閣府調べ、平成29年3月31日現在）

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	194, 659世帯	176, 958世帯	1, 560億円	1, 427億円
加算支援金	133, 771世帯	119, 328世帯	1, 772億円	1, 577億円

※被災者生活再建支援金：災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。
 東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。
 また、地方負担（20%）のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

2-2-1 「復興施策に関する国の事業計画及び工程表」の見直しと目標達成状況の確認

○毎年度の予算成立を機に、当該年度の目標を含めた事業計画及び工程表を見直し、公表。

■対象事業

海岸対策、河川対策、水道施設、下水道、交通網（道路、鉄道、空港、港湾）、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・定置網、復興住宅（災害公営住宅等）、復興まちづくり（防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等、津波復興拠点整備事業、造成宅地の滑動崩落防止、医療施設等、学校施設等）、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理、都市公園

■平成27年度の公表内容

「平成27年度の目標達成」又は「概ね平成27年度の目標達成」となった事業

事業名	平成27年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析	事業名	平成27年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析
下水道対策	【処理場】平成27年度の目標達成 (目標仙台市南蒲生浄化センターの工事完了に対し、平成27年度で工事が完了した 【管渠等の整備】概ね平成27年度の目標達成	農地・農業用施設	概ね平成27年度の目標達成
		漁港・漁場・養殖施設・定置網(定置網)	概ね平成27年度の目標達成
海岸防災林の再生	平成27年度の目標達成 (目標約40kmについて完了に対し、約41kmで完了)	復興まちづくり (津波復興拠点整備事業)	概ね平成27年度の目標達成
河川対策 (直轄管理区間)	概ね平成27年度の目標達成	復興まちづくり (学校施設等)	概ね平成27年度の目標達成
交通網(港湾)	概ね平成27年度の目標達成	災害廃棄物の処理	概ね平成27年度の目標達成

「平成28年度以降に目標達成がずれ込む」こととなった事業

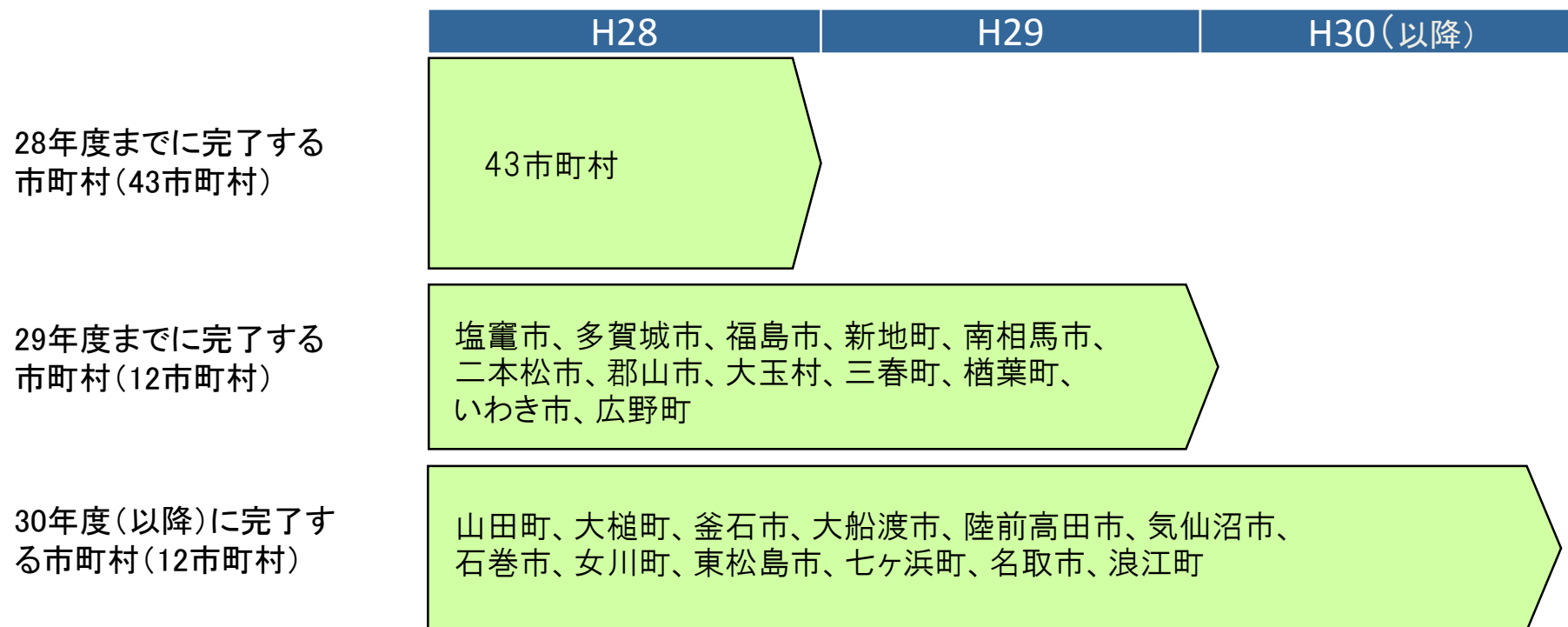
事業名	平成27年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析	事業名	平成27年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析
海岸対策	目標:約9割の地区海岸で着工、約5割の地区海岸で完了 成果:約8割の地区海岸で着工、約2割の地区海岸で完了	交通網(道路) (復旧(県・市町村管理区間))	目標:5,924路線で着工、5,845路線で完了 成果:5,918路線で着工、5,758路線で完了
河川対策 (県・市町村管理区間)	目標:1,068箇所を着工、995箇所を完了 成果:1,046箇所を着工、958箇所を完了	復興まちづくり(造成宅地の活動崩落防止)	目標:全て地区で工事完了 成果:98%の地区で工事完了

※平成28年度以降に目標達成がずれ込む主な理由は、復興まちづくり計画や他事業との調整、地域における合意形成等により時間を要したため。

2-2-2 ①住まいの確保に関する事業の見通し

○平成28年9月末時点住まいの確保に関する事業※¹を行う67市町村のうち、平成28年度までに全て完了予定としている市町村は43市町村。※²

○残り24市町村は、平成30年度までにおおむね完了見込み。※²



※¹ 「住まいの確保に関する事業」は、災害公営住宅整備事業等(帰還者向け災害公営住宅の整備に係る事業を除く)、防災移転促進事業、土地区画整理事業(住宅地の供給を含む事業に限る)、漁業集落防災機能強化事業(住宅地の供給を含む事業に限る)。

※² H28年9月末 住まいの復興工程表に基づく(一部整備時期が未定のものを含む)。

2-2-2 ②住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組

- 住宅再建・復興まちづくりは被災地復興の最優先課題。これまで、政府一丸となって5度にわたる100近い加速化措置を実施。
- さらに昨年1月、これまでの加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた「総合対策」をとりまとめた。

H25.2.4 農地法の規制緩和

H25.3.7 「加速化措置第1弾」

- ① 「住まいの復興工程表」の策定
- ② 実現および加速化のための主な措置（施策パッケージ）
 - ・ 用地取得、埋文調査、発注者支援、施工確保対策

等

H25.4.9 「加速化措置第2弾」

- 用地取得手続きの簡素化や施工確保対策
 - ・ 防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
 - ・ 土地収用手続きの効率化 ・ 財産管理制度の円滑な活用
 - ・ 造成工事等の早期化

等

H25.10.19 「加速化措置第3弾」

- ① 「用地取得加速化プログラム」の策定
 - ・ 財産管理制度、土地収用制度、用地実務支援の措置の拡充
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 災害公営住宅分野の施工確保、入札不調対策
- ③ 加速状況の見える化
 - ・ 「つちおと情報館」など見える化のワンストップ化

等

H26.1.9 「加速化措置第4弾」

- ① 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定
 - ・ 「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」策定、商業施設等復興整備事業による支援、専門家派遣
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合し公表

等

H26.1.21 「住まいのこだわり設計事例集」

H26.2.1 「用地加速化支援隊」の創設

H26.5.27 「加速化措置第5弾」

- 「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定
 - ・ 被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化
 - ・ 登記手続、住宅ローン実行の迅速化による早期の住宅着工
 - ・ 再建工事集中時の建設事業者の人材・資材確保支援
- 「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定

等

H26.5.30 がんばれ復興！まちづくりのトップランナー（復興まちづくり先導事例集）

H26.8.25 「工事加速化支援隊」の創設

H27.1.16 「隘路打開のための総合対策」

- これまでの加速化措置を充実・補完し総合化
 - ・ 被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
 - ・ 災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート
 - ・ 防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成

等

<更なる施工確保対策>

H27.2.2 災害公営住宅建築工事におけるクレーン経費増対応（※ 共通仮設費率を1.3倍に引き上げ）

H29.3.1 公共工事設計労務単価の引き上げ（※ 被災3県全職種平均 +55%（対24比））

2-2-2 ③これまでの加速化措置等の成果

- 災害公営住宅や防災集団移転等の復興のステージは「計画策定」「用地取得」から「工事実施」に着実にステップアップ。
- さらに、被災自治体の個別課題に対しても、「用地加速化支援隊」や「工事加速化支援隊」を創設し、きめ細やかに支援。

復興のステージ		主な加速化措置の効果	
計画策定		「住まいの復興工程表」を策定し、被災者の方に対し、住宅再建の見通しを提示	
用地取得	「用地取得加速化プログラム」を策定		・ 用地取得率(被災3県)が上昇 48%(H25.9)⇒ 99%(H28.3) ・ 測量から用地取得 当初6年予定⇒3年以内で完了(釜石市鶴住居川・片岸海岸の防潮堤モデル事業) ・ 「用地加速化支援隊」により、市町村と一体となって課題を解決
	財産管理制度		・ 裁判所の審理期間の短縮 (※申立時に必要書類が揃っていることが前提) ・ 全体で半年以上と懸念 ⇒ 裁判所の審理は、3週間程度でも可能に
	土地収用手段		・ モデル事業の活用による迅速化 ・ 申請書概成 約1~2年と懸念⇒ 約4か月(釜石)、約1か月(宮古)に短縮 ・ 事業認定手続 通常3か月⇒ 概ね50日に短縮
	用地取得事務	補償コンサルタント等への外注(防集事業実施 26市町村のうち24市町村で実施 (H28.5))	
	計画変更		・ 取得困難地での計画変更手続の簡素化 (防集事業実施 333地区のうち317地区(届出 271地区)で区域変更 (H28.3)) ・ 東松島市矢本西地区 区域変更により 約2か月短縮
埋蔵文化財発掘調査			・ 調査手法の工夫、全国から専門職員派遣等により迅速化 ・ 山田町 田の浜地区(防集) 18か月⇒ 5か月
発注者支援	被災自治体の発注者支援	全国の自治体からの職員派遣の更なる強化、青年海外協力隊帰国隊員や民間実務経験者の活用 ・ 被災市町村の不足人員を (H25.2) 805人 ⇒ (H28.4) 266人に改善	
	URによるCM方式の導入		・ 設計・施工契約手続の一括化、人員・資機材の早期調達 ・ 東松島市野蒜地区で、最大1年半の工期短縮(見込み)
施工体制の確保 (技術者・技能者の確保、 資材の円滑な確保)			・ 復興JVによる落札(累積 133件 (H28.6)) ・ 主任技術者の兼任要件の緩和、発注ロットの大型化
			・ 労務単価の引上げ (被災3県 対H24年度比 55%増) ・ 民間、公共による生コンプラントの設置

2-2-3 住まいの復興給付金

復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行う。

平成29年4月25日時点の申請件数は15,648件、給付件数は14,770件。

建築・購入

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有していた者
- ②再取得住宅を所有している者
- ③再取得住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅又は宅建業者が販売した中古住宅。

(※) 建築:13㎡以上。 購入:50㎡以上(地上3階以上の共同住宅の場合:30㎡以上)

給付額

$$\text{給付額} = \text{再取得住宅の床面積} \times \begin{cases} \text{税率8\%時: 5,130円} \\ \text{税率10\%時: 8,550円} \end{cases} \times \text{再取得住宅の持分割合}$$

(※) 給付する床面積の上限は、175㎡。175㎡以上の場合には、175㎡分を給付。

給付例(8%時)

①再取得住宅の床面積100㎡
⇒約51万円

②再取得住宅の床面積175㎡
⇒約90万円(上限)

補修

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有している者
- ②被災住宅の補修工事を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に補修工事を行った被災住宅。

給付額

- ① 被災住宅の床面積にり災状況に応じた給付単価をかけた額
 - ② 実際に支払った補修工事費(税抜)における増税分の消費税に相当する額
- のどちらか少ない方を給付。

$$(\text{※}) \text{給付額} = \text{被災住宅の床面積} \times \text{給付単価}$$

	8%時	10%時
全壊(流出)・原災	1,680円	2,800円
大規模半壊	1,650円	2,750円
半壊(床上浸水)	1,380円	2,300円
一部損壊(床下浸水)	840円	1,400円

2-2-4 ①鉄道の復旧状況

岩手県、宮城県、福島県における被災総延長 2,350.9km

・運行再開区間 2,267.8km

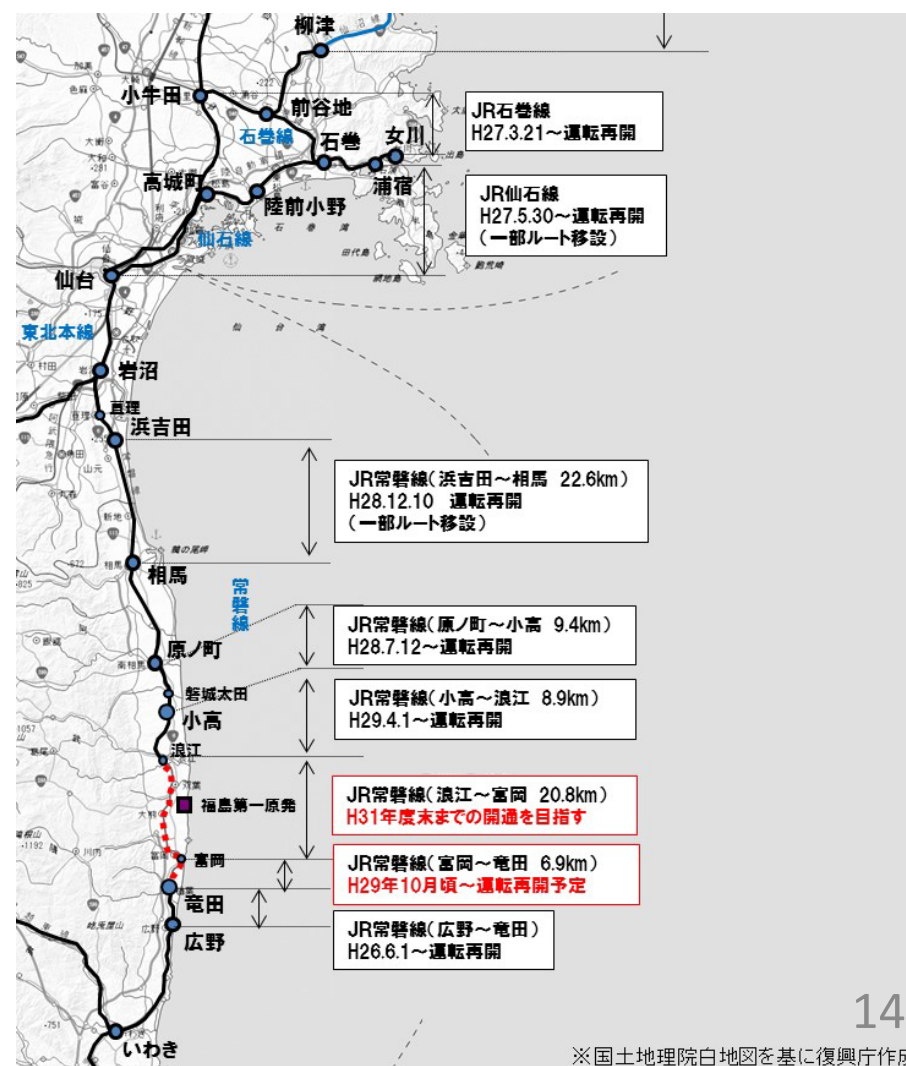
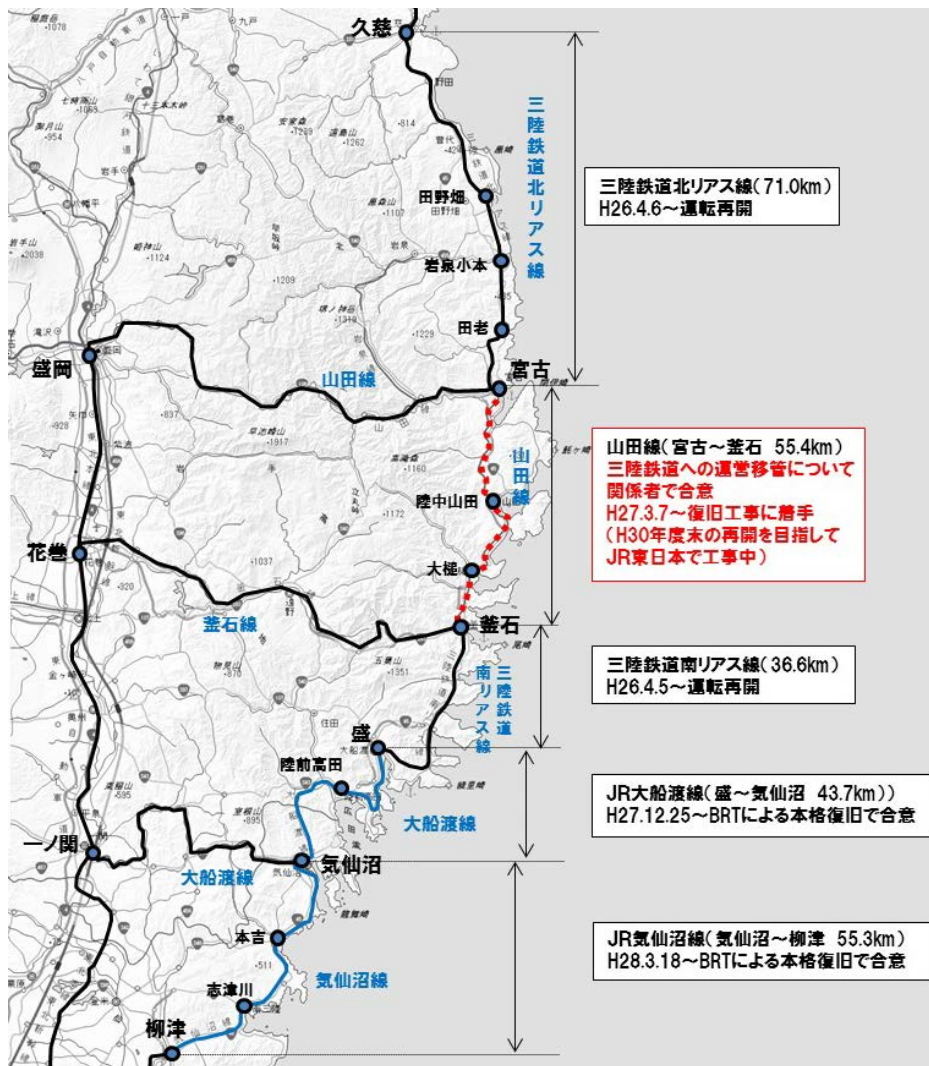
うちH24.12以降の運行再開区間 221.5km

・運休区間 83.1km

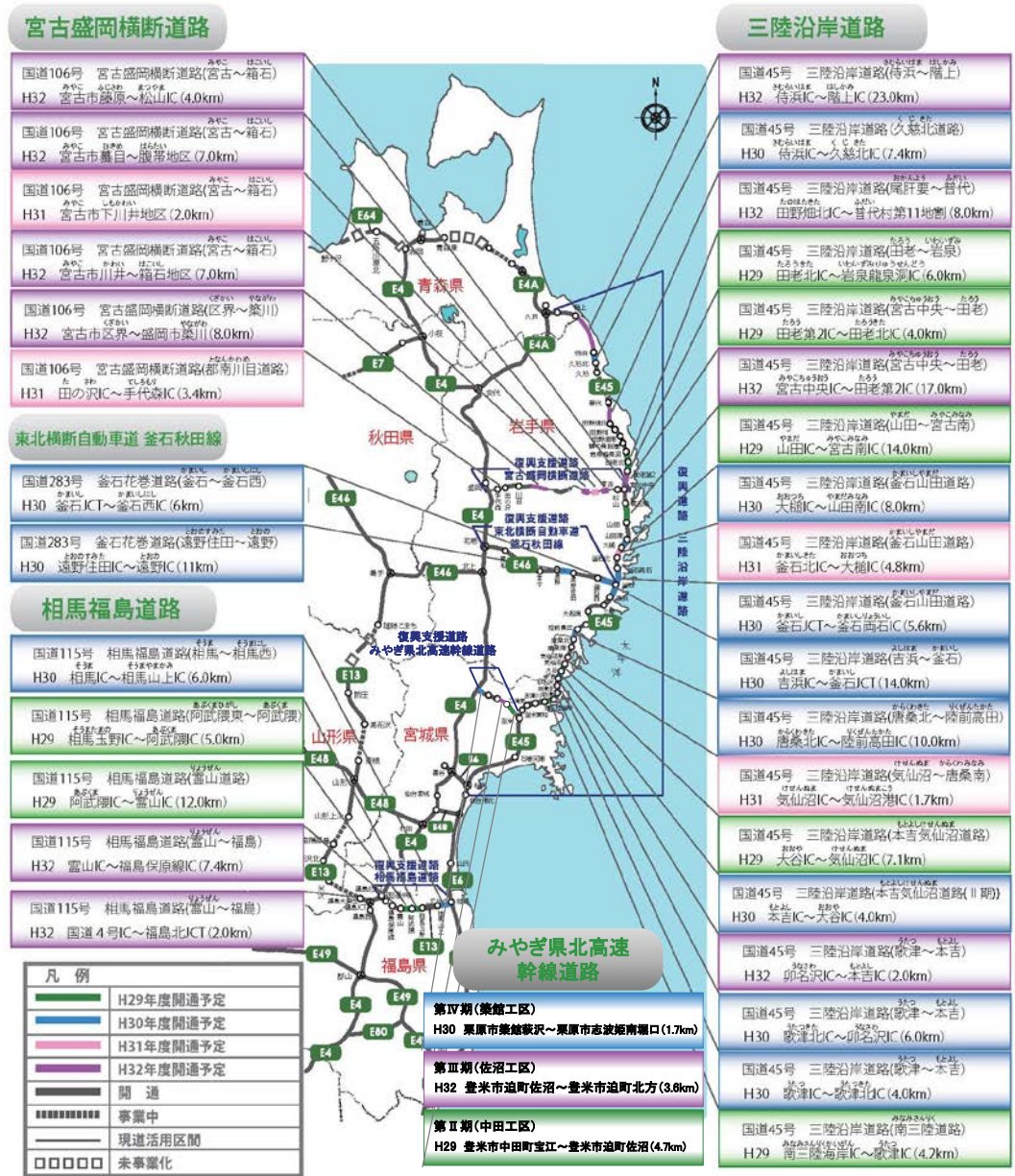
※JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む

※平成29年4月現在

— 運行中 — BRT運行中
..... 不通区間



2-2-4 ②復興道路・復興支援道路の開通見通し



2-2-5 国営追悼・祈念施設（仮称）整備事業

- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県陸前高田市（高田松原地区）及び宮城県石巻市（南浜地区）に国営追悼・祈念施設（仮称）を設置する。
- 地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等（約10ha程度）の整備を進める。
※福島県については、双葉町・浪江町にまたがる沿岸部を、県が復興祈念公園の候補地として選定



これまでの経緯

- ・H23.7.29 東日本大震災からの復興の基本方針（政府方針）
「地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。」と位置付け
- ・H25年度 陸前高田市、石巻市を対象に基本構想を検討
- ・H26.3.10 第10回復興推進会議において、国営の施設整備に向けた検討として、被災3県に各1か所設ける構想であり、岩手・宮城については平成27年度事業化予定、平成32年度末を目途に整備する旨を報告
- ・H26～27年度 陸前高田市、石巻市を対象に基本計画の検討、基本設計等を実施
- ・H28年度 陸前高田市、石巻市を対象に実施設計等を実施
双葉町・浪江町にまたがる地域を対象に基本構想を検討
- ・H29.3 陸前高田市（H29.3.5）、石巻市（H29.3.19）において起工式を実施

閣議決定

・H26.10.31 設置に関する閣議決定

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、**岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市**の一部の区域に、**国営追悼・祈念施設（仮称）**を設置する。

今後の予定

- 【岩手県、宮城県】 H32年度末を目途に整備
- 【福島県】 事業化に向け、検討を継続

2-3-1 産業の復旧に向けた取組①（グループ補助金）

地域経済の核となる中小企業等グループの施設・設備の復旧を支援（グループ補助金3／4補助）。
～グループの要件～

①経済・社会的な基幹となり、地域の復興等に不可欠な企業群、②事業・雇用規模が大きく、経済・雇用への貢献度が高い企業群、③我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群、④地域コミュニティに不可欠な商店街 等

グループ補助金の実績（28年12月27日現在）

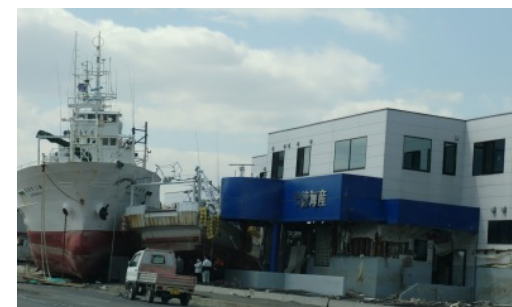
これまで690グループに対し、国費3,316億円（県費とあわせて4,973億円）を支援。

	グループ	補助金 交付者数	補助総額 （国県）	うち国費
北海道	6グループ	36事業者	10億円	6億円
青森県	10グループ	208事業者	86億円	57億円
岩手県	129グループ	1,436事業者	847億円	565億円
宮城県	219グループ	4,058事業者	2,552億円	1,701億円
福島県	259グループ	3,925事業者	1,250億円	834億円
茨城県	58グループ	1,432事業者	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14事業者	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154事業者	28億円	19億円
計	690グループ	11,263事業者	4,973億円	3,316億円

復旧事例

高德海産(石巻市)

H23年11月下旬、工場再開。



県が計画認定、国1/2と県1/4補助。国費は、H23補正1503億円、H24・500億円、H24予備費801億円、H25・250億円、H25補正・204億円、H26・221億円、H27・400億円、H28・290億円

2-3-1 産業の復旧に向けた取組②（仮設店舗・工場等の利用状況）

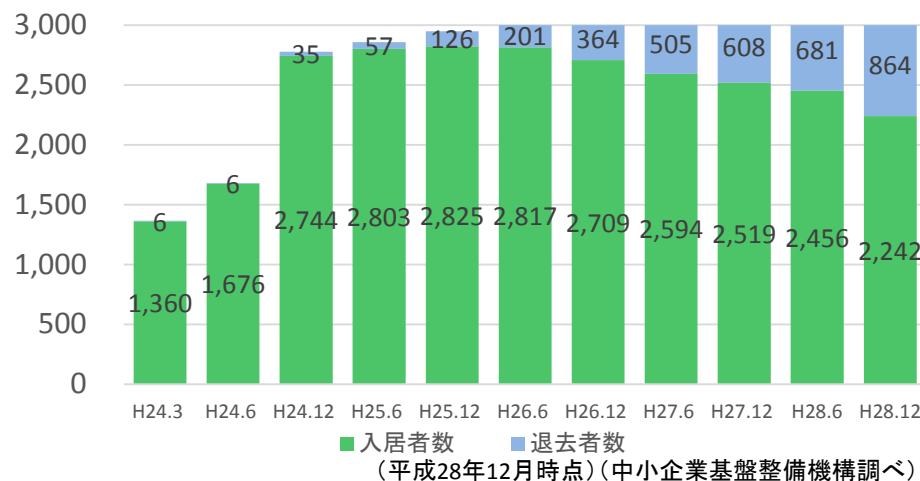
- 各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等を589箇所に整備。
- 徐々に入居事業者の本施設への移行が進んでおり、平成28年12月時点で864事業者（3割）が退去し、入居者は2,242事業者となっている。
- 復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設の取り巻く環境に変化。そのため、26年度より、中小機構において、①長期利用、②移設、③撤去に係る助成を実施。

仮設施設の完成箇所数

	完成箇所数	入居企業数
青森県	18	59
岩手県	351	1,439
宮城県	142	426
福島県	76	317
茨城県	1	0(撤去済)
長野県	1	1
合計	589	2,242

（箇所数：平成29年3月末時点、入居企業数：平成28年12月末時点）
（中小企業基盤整備機構調べ）

仮設施設の入居事業者数・退去事業者数



南町紫市場（気仙沼市）

津波被害を受けた南町商店街等の被災事業者を対象に整備した、最大規模の仮設商店街。



いわき四倉中核工業団地

（いわき市）

72社分の仮設工場等が事業再開。H23年11月以降、順次完成。



ここなら商店街（楢葉町）

避難解除準備区域に指定されていた中、作業員、帰還住民のために、H26年7月にオープン。



東町エンガワ商店（南相馬市）

避難解除準備区域に指定されていた中、住民の帰還促進支援のための仮設商業施設。（H27年9月オープン）



2-3-1 産業の復旧に向けた取組③（商店街の再生）

○仮施設の設けの本施設への移行を支援するため、

- ①津波企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）を活用した共同店舗型商業施設の整備や、
- ②グループ補助金を活用した被災事業者の自立再建への支援を実施している。

共同店舗型商業施設の整備による支援

津波企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）及び自立帰還支援補助金（商業施設等立地支援事業）を活用し、商業機能の回復を促進するため、共同店舗型商業施設の整備を支援。

○民設民営型商業施設

まちなか再生計画に位置づけられた、まちづくり会社等が運営する商業施設の整備に対する補助を実施。

【まちなか再生計画の認定実績】（認定日）

- ①宮城県 女川町（H26.12.19）【開業済】
- ②岩手県 山田町（H27.3.24）【開業済】
- ③宮城県 石巻市（H27.7.10）【開業済】
- ④宮城県 南三陸町（H27.10.2）【開業済】
- ⑤岩手県 陸前高田市（H28.1.15）【開業済】
- ⑥岩手県 大船渡市（H28.2.9）【開業済】
- ⑦福島県 いわき市（H28.2.9）【開業済】

シーパルピア女川（宮城県女川町）
（H27.12.23オープン）



○公設民営型商業施設

福島12市町村を対象に、自治体が整備する商業施設に対する補助を実施。

【開業済案件】（採択日）

- ①福島県 川内村（H26.3.25）【開業済】
- ②福島県 広野町（H27.2.4）【開業済】
- ③福島県 南相馬市（H27.2.4）【開業済】
- ④福島県 富岡町（H28.2.16）【開業済】
- ⑤福島県 川俣町（H28.2.16）
- ⑥福島県 飯舘村（H28.3.16）
- ⑦福島県 浪江町（H28.3.16）（調査費のみ）
- ⑧福島県 楡葉町（H29.3.10）

さくらモールとみおか（福島県富岡町）
（H29.3.30オープン）



本設店舗の自立再建支援

グループ補助金を活用し、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、被災事業者の被災施設等の復旧・整備を補助。

【支援実績（商店街向け）】

（2016年12月31日時点）

	グループ数	事業者数	市町村数
岩手県	11グループ	350事業者	6市町村
宮城県	9グループ	177事業者	7市町村
福島県	11グループ	420事業者	8市町村
千葉県	1グループ	11事業者	1市町村
合 計	32グループ	958事業者	22市町村

【個別店舗支援例】

- 震災前に事業で使っていた自己所有の建物や設備を復旧するための費用を補助する。

新生やまだ商店街（山田町）



【共同店舗支援例】

- 複数の被災事業者が入居する共同店舗を整備するための費用を補助する。

タウンポート大町（釜石市）



2-3-1 産業の復旧に向けた取組④（企業立地）

被災地の企業立地を促進し産業の復興を加速するため、福島県向け、その周辺地域向け、津波・原子力災害被災地向けの企業立地補助金を創設。

ふくしま産業復興 企業立地支援事業

平成23年度3次補正予算：
1,700億円
平成24年度予備費：
402億円

- ・対象地域：福島県
- ・交付決定件数：375件

（平成29年3月末時点）

原子力災害周辺地 域産業復興 企業立地補助金

平成24年度予算： 140億円

- ・対象地域：
宮城県、栃木県、茨城県
- ・交付決定件数：75件

（平成29年3月末時点）

津波・原子力災害 被災地域雇用創出 企業立地補助金

平成25年度予算：
1,100億円

- 平成25年度補正予算：
330億円
- 平成26年度予算：
300億円
- 平成27年度予算：
360億円
- ・対象地域：
津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域
- ・交付決定件数：317件

（平成29年3月末時点）

自立・帰還支援 雇用創出 企業立地補助金

平成28年度予算：
320億円

平成29年度予算：
185億円

- ・対象地域：
福島県12市町村の避難指示区域等
- ・交付決定件数：4件
（平成29年3月末時点）

※交付決定件数は、公募毎の交付決定件数の積み上げ

ふくしま産業復興企業立地支援事業の活用事例



日本オートマチックマシン株式 会社（南相馬市・いわき市）

・平成25年7月に福島復興プロジェクトチームを発足させ、生産設備の増強・強化を実施。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用事例



有限会社菊池電子工業 （宮古市）

・平成27年10月に宮古市にコネクタ生産工場を建設。

2-3-2 産業の復興に向けた取組①（水産業）

- 被害を受けた漁業者等に対し、漁船や定置網などの漁具の導入費や冷凍冷蔵施設などの整備費を補助するほか、経営再建に必要な経費を助成。
- 共同利用漁船・共同利用施設の新規導入を契機とする協業化や加工・流通業との連携等を促進するとともに、省エネ・省コスト設備の導入等による安定的な水産物生産体制の構築を目指す。

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船及び漁具・漁労設備を導入する場合に、国は、事業費の1/3を補助（平成28年度以降は原発事故の影響が残る福島県のみを対象。）。

<共同利用漁船等復旧支援対策事業>

（平成23年度補正予算387億円、平成24年度当初予算39億円、平成25年度当初予算29億円、平成26年度当初予算17億円、平成27年度当初予算11億円、平成28年度当初予算4億円）

共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

	漁船	定置網
○北海道	22隻	
○青森県	82隻	9ヶ統
○岩手県	6, 485隻	229ヶ統
○宮城県	3, 482隻	177ヶ統
○福島県	229隻	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	6隻	
○三重県		6ヶ統

※H28年12月末時点復旧数

※「ヶ統」とは、定置網を数える単位

活用事例



採介藻漁船※（岩手県宮古市）

平成23年7月、漁協から漁業者に引渡し。

※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を採捕するための漁船

被災した漁業者等の共同利用施設（荷さばき施設、加工処理施設、製氷貯氷施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等）や漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、国が事業費の2/3、又は半額を補助。

<水産業共同利用施設復旧整備事業>

（平成23年度補正予算731億円、平成24年度当初予算100億円、平成25年度当初予算82億円、平成25年度補正予算21億円、平成26年度当初予算78億円、平成27年度当初予算42億円、平成28年度当初予算36億円、平成29年度当初予算12億円）

水産業共同利用施設復旧整備事業の交付実績

○北海道	3件	5億円
○岩手県	331件	355億円
○宮城県	321件	391億円
○福島県	20件	11億円
○茨城県	2件	6億円
○千葉県	3件	0.3億円

※H29年3月31日末時点

※件数は事業計画の数

活用事例



製氷・貯氷施設（宮城県気仙沼市）

平成24年3月交付決定。

平成24年10月中旬から稼働開始。

地域の漁業者、養殖業者などが、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費（人件費、燃油費、販売費など）について、水揚げ金額では賄えない部分の9/10、2/3、又は半額を国が支援。

<漁業・養殖業復興支援事業>

（平成23年度補正予算818億円、平成24年度当初予算106億円）

漁業・養殖業復興支援事業の実績

	漁船漁業	養殖業
○北海道	9 経営体	
○青森県	3 経営体	
○岩手県	13 経営体	493 経営体
○宮城県	78 経営体	469 経営体
○福島県	4 経営体	
○茨城県	11 経営体	
○千葉県	3 経営体	
○富山県	1 経営体	
○三重県		19 経営体

※H29年3月末時点

活用事例



さんま棒受網漁船（岩手県大船渡市）

平成23年12月、漁業復興計画認定。

平成24年10月から事業開始。

2-3-2 産業の復興に向けた取組②（観光業）

- 東北の観光は、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の流れから大きく遅れている。
- 「観光先進地・東北」を目指し、関係省庁と連携して東北の観光復興を力強く推進。

観光復興関連事業

平成28年度より関係予算を大幅に増額
（27当初:5億円⇒28当初:50億円、29当初:51億円）

◆インバウンドに関する取組

○ 東北観光復興対策交付金

（地域の発案に基づくインバウンドを呼び込む地域の取組を支援）

【28当初:32.7億円、29当初:32.7億円】

○ 東北観光復興プロモーションの実施

（東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施）

【28当初:10.0億円、29当初:10.0億円】

○ 「新しい東北」交流拡大モデル事業の実施

（外国人旅行者の誘客につながる民間の新たなビジネスモデル
立ち上げを支援）

【28当初:4.2億円、29当初:4.9億円】

◆福島に関する取組

○ 特に風評被害の大きい福島県については、国内観光振興、 教育旅行についても支援

【28当初:2.7億円、29当初:3.0億円】

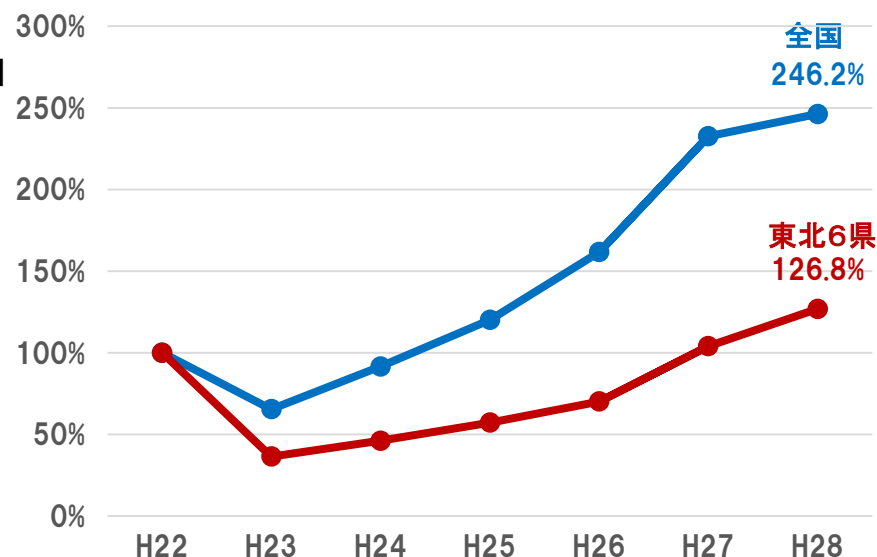
観光復興の成果（外国人宿泊者数）

● 平成28年(1月～12月)の対前年同期比

全国: +5.9% 東北6県: +22.0% 福島県: +49.3%

外国人宿泊者数の推移

	平成22年	平成27年	平成28年
全国 (H22比)	2,602 万人泊	6,051 万人泊 (232.5%)	6,407 万人泊 (246.2%)
東北6県 (H22比)	51 万人泊	53万人泊 (104.0%)	64万人泊 (126.8%)



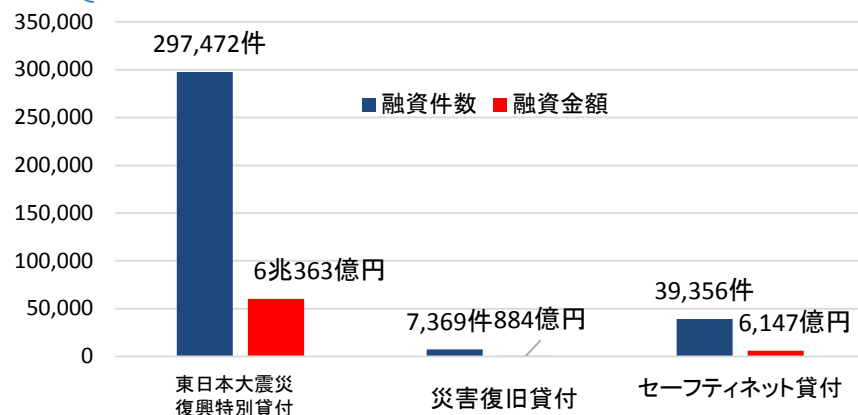
注1) 観光庁「宿泊旅行統計調査」による。
注2) 従業員10人以上の宿泊施設を使用。

2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策①

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付297,472件、東日本大震災復興緊急保証130,117件（H23年5月23日～H29年1月末日）。農林漁業者向けの融資については9,956件貸付決定、保証については3,940件（H23年5月2日～H29年1月末日）。

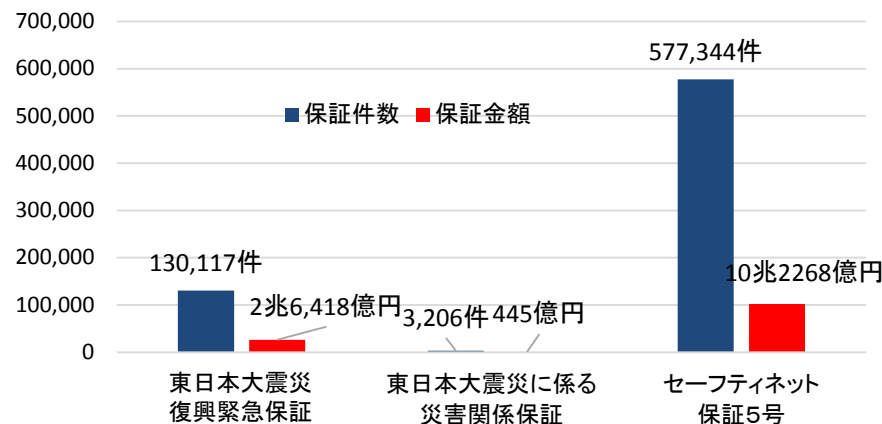
中小・小規模事業者向け融資

東日本大震災復興特別貸付 H23年5月23日～H29年1月末日
災害復旧貸付 H23年3月14日～H23年5月22日
セーフティネット貸付 H23年3月14日～H23年5月22日



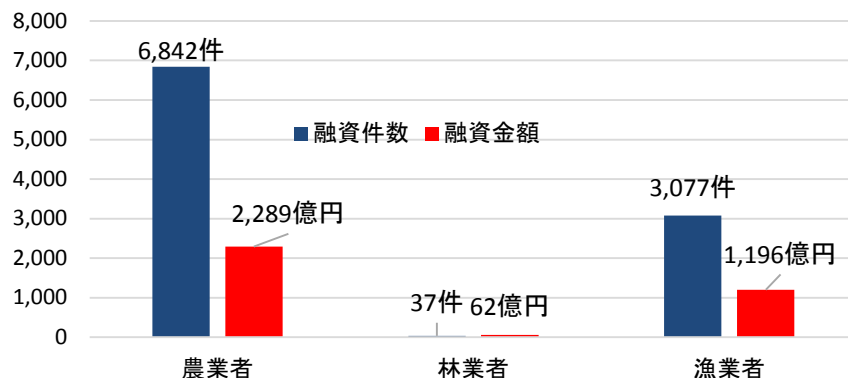
中小・小規模事業者向け保証

東日本大震災復興緊急保証 H23年5月23日～H29年1月末日
災害関係保証 H23年3月14日～H29年1月末日
セーフティネット保証5号 H23年3月14日～H29年1月末日

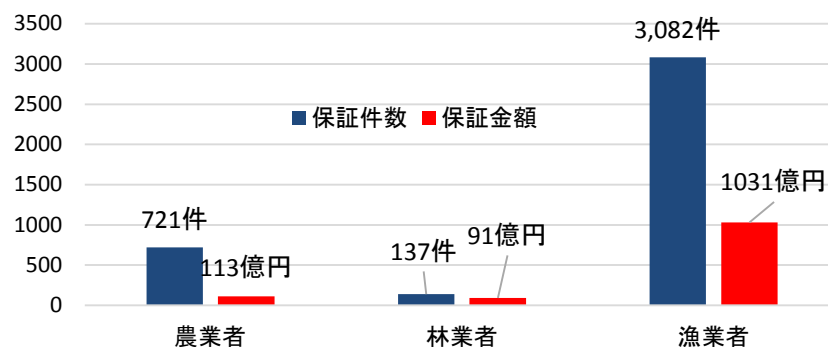


出典：中小企業庁HP「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況」(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>)

農林漁業者向け融資（貸付決定済）（H23年5月2日～H29年1月末日）



農林漁業者向け保証（H23年5月2日～H29年1月末日）



2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策② (中小企業者等の二重ローン問題への対応)

- 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者(震災被害により過大な債務を負っている事業者)

東日本大震災事業者再生支援機構 (震災支援機構)

○支援対象

産業復興機構による支援の
対象とすることが困難なもの

- ・小規模事業者、農林水産事業者、
医療福祉事業者を重点的な対象とする

資本金:200億円

債権買取資金:5,000億円(政府保証枠)

対象地域:岩手、宮城、福島各全県その他、北海道、
青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野
群馬、東京、静岡の各都道府県の一部市町村
(14都道府県、351市町村)

連携/案件の引継ぎ

産業復興相談センター 産業復興機構

○支援対象

- 中小企業者等
- ・被災各県に設置され、各県の
実情に応じた対応を実施

(出資金※)

岩手産業復興機構 (23年11月11日設立):100億円
宮城産業復興機構 (23年12月27日設立):100億円
福島産業復興機構 (23年12月28日設立):100億円
茨城産業復興機構 (23年11月30日設立): 50億円
千葉産業復興機構 (24年 3月28日設立): 20億円

※出資約束金額総額ベース

【両機構の実績】

○震災支援機構(平成29年3月末現在)

	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	490	1,096	389	549	2,524
最終調整中	2	18	2	3	25
支援決定数	166	337	84	139	726

○産業復興相談センター・機構(平成29年3月末現在)

	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	1,179	1,564	1,545	1,377	5,665
震災支援機構への引継	55	99	29	11	194
金融機関等による 金融支援の合意取付	228	298	182	355	1,063
うち買取決定数	110	141	47	36	334

2-3-4 雇用確保に向けた取組

- 被災3県の雇用情勢は、全体として落ち着いてきているものの、沿岸部については、有効求人倍率は高いものの、人口減少等により震災前の水準まで回復していない地域もある。
- ミスマッチ(職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況)の解消、産業政策と一体となった雇用創出により、被災3県(岩手・宮城は沿岸部)の被災者の就職支援を推進。

・雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援や職業訓練を実施。

《ハローワークの就職支援》

産業政策や復旧・復興需要で生じる求人をハローワークで開拓・確保するとともに、担当者制等により、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談の実施や、職業訓練への誘導を行う。

また、水産加工業の求人の充足については、工場見学会を実施するなどして、人材の充足につなげている。

【実績】23年4月～29年2月 約77.1万人が就職

《職業訓練の実施》

介護、情報通信等の職業訓練コースの他、建設機械の運転技能を習得する特別訓練コースを設定する。

【実績】27年度開講コースの公的職業訓練受講者数 8,801人

特別訓練コースの受講者数 241人

・地域経済の再生復興のための産業政策と一体となって、本格的な安定雇用の創出に向け、雇用創出基金などを活用した雇用支援を推進。

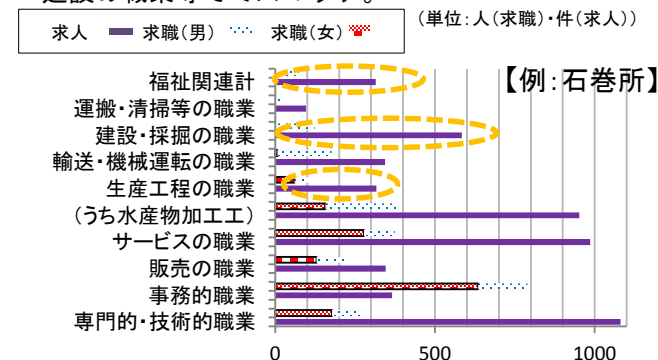
(平成29年度予算から、新たに、住宅支援費の助成制度の創設)

・事業復興型雇用確保事業(旧 事業復興型雇用創出事業)により、

約6.6万人(平成27年度実績)の雇用創出

○課題＝ミスマッチ等

震災前と比較して求人数は増えているが、建設の職業等でミスマッチ。



特別訓練コースの実施
(岩手県宮古市)

【平成29年2月末現在】

有効求人倍率: 岩手1.37倍、宮城1.48倍、福島1.45倍
有効求人数: 約12.9万件
有効求職者数: 約8.9万人(※23年3月約12.5万人)
新規求人数: 依然高水準(約4.7万件)
新規求職者数: 減少傾向(約2.4万人)

2-3-5 企業連携の推進①

被災地の産業復興を後押しするため、復興庁では、民間企業と被災自治体、被災地企業と外部企業などが連携して展開する事業等を次のような取組により支援している。

【被災地域企業新事業ハンズオン支援事業、専門家派遣集中支援事業】

- ・被災地域における新産業の創出につながる新たな事業へのハンズオン支援、専門家派遣による支援を実施。

【地域復興マッチング「結の場」】

- ・大手企業と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催し、対話の場を提供。

【復興に関する情報発信】

- ・企業の復興に関する事例集やメールマガジンの配信、フェイスブックなどによる情報提供を実施。
- ・復旧・復興に関する施策情報のデータベースを通じて支援制度情報を提供。
- ・被災地にて企業単体または企業間で連携して展開する事業に関する相談を随時受付。

被災地域企業新事業ハンズオン支援事業／専門家派遣集中支援事業

【ハンズオン支援】



水産加工業者等への支援
(岩手県大船渡市)



ハラル認証対応レトルト
食品の研究開発
(宮城県岩沼市)

被災地域における新産業の創出につながる新たな事業(新商品開発、販路拡大、既存商品の付加価値化・生産効率化等)を対象に、その事業化に向け、民間企業出身の復興庁職員が民間の知見を活用しつつ、被災地企業に寄り添いながら経営課題を解決していくハンズオン支援を実施。

平成27年度より、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家が、被災地域における新たな事業等を支援する専門家派遣集中支援事業を実施している。

【専門家派遣集中支援】



ビジネスホテルの立ち上げ
支援(福島県富岡町)



商業施設の組織整備等支援
(岩手県陸前高田市)

【被災地域企業新事業ハンズオン支援実績】

平成24年度: 7件 平成25年度: 7件 平成26年度: 10件
平成27年度: 15件 平成28年度: 11件

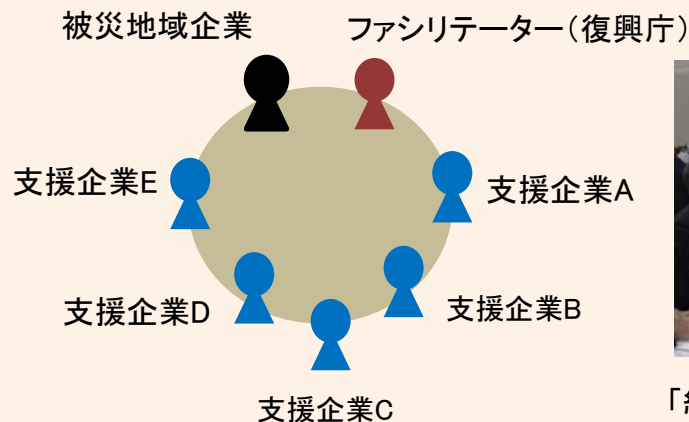
【専門家派遣集中支援実績】

平成27年度: 21件 平成28年度: 45件

2-3-5 企業連携の推進②

地域復興マッチング「結の場」

ワークショップ形式



被災地域の企業が抱える多様な経営課題の解決を図るため、大手企業等が、技術、情報、販路など、自らの経営資源を幅広く提供する支援事業の形成の場として、ワークショップを開催。



「結の場」ワークショップの様子

【ワークショップ開催実績】

平成24年度: 石巻市、気仙沼市
平成25年度: 南三陸町、亶理町・山元町、宮古市、福島市
平成26年度: 南相馬市、多賀城市、大船渡市、気仙沼市
平成27年度: 会津若松市、久慈市、女川町、広野町・楡葉町・富岡町・川内村
平成28年度: 釜石市、山田町、相馬市、東松島市

復興に関する情報発信

- 産業復興の事例集の作成。
- 平成24年～28年度にかけて毎年発行。



「被災地での55の挑戦」

Vol.1: 平成25年3月

Vol.2: 平成26年3月

「被災地の元気企業40」

平成27年2月

「私たちが創る」

平成28年2月

「東北発 私たちの挑戦」

平成29年2月

- メールマガジンを発行し、自治体職員、支援機関スタッフ、商工会議所・商工会の経営指導員等に、定期的に産業関係の各種支援施策情報を提供。

- 平成28年11月、フェイスブックの復興庁公式アカウントを開設。現場での復興の進捗をはじめとした様々な取り組みを、タイムリーに情報発信。

復興庁フェイスブック公式アカウント

URL: <https://www.facebook.com/Fukkocho.JAPAN/>



2-4 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

- 復興の加速化に向けて、復旧・復興の進捗状況を、被災者のニーズにあわせて分かり易くまとめ、情報共有を進め、見通しを明らかにしました。
- 地区ごとに定点で観測した写真を掲載し、進捗状況および着工から完成までが時系列で写真により確認することができます。

(1) 見える化のワンストップ（復興庁HP）

- ・復旧・復興の進捗状況に係る国、県、市町村等の情報をワンストップで見られるポータルページを提供。

(2) 「つちおと情報館」の提供

- ・住宅・公共インフラに係る事業概要、定点観測写真、工程表、地図情報等の詳細情報を、お住まいの地域毎にまとめ、視覚的に分かり易く掲載、随時更新。（掲載地区数 752地区[平成29年1月現在]）

[定点観測写真]

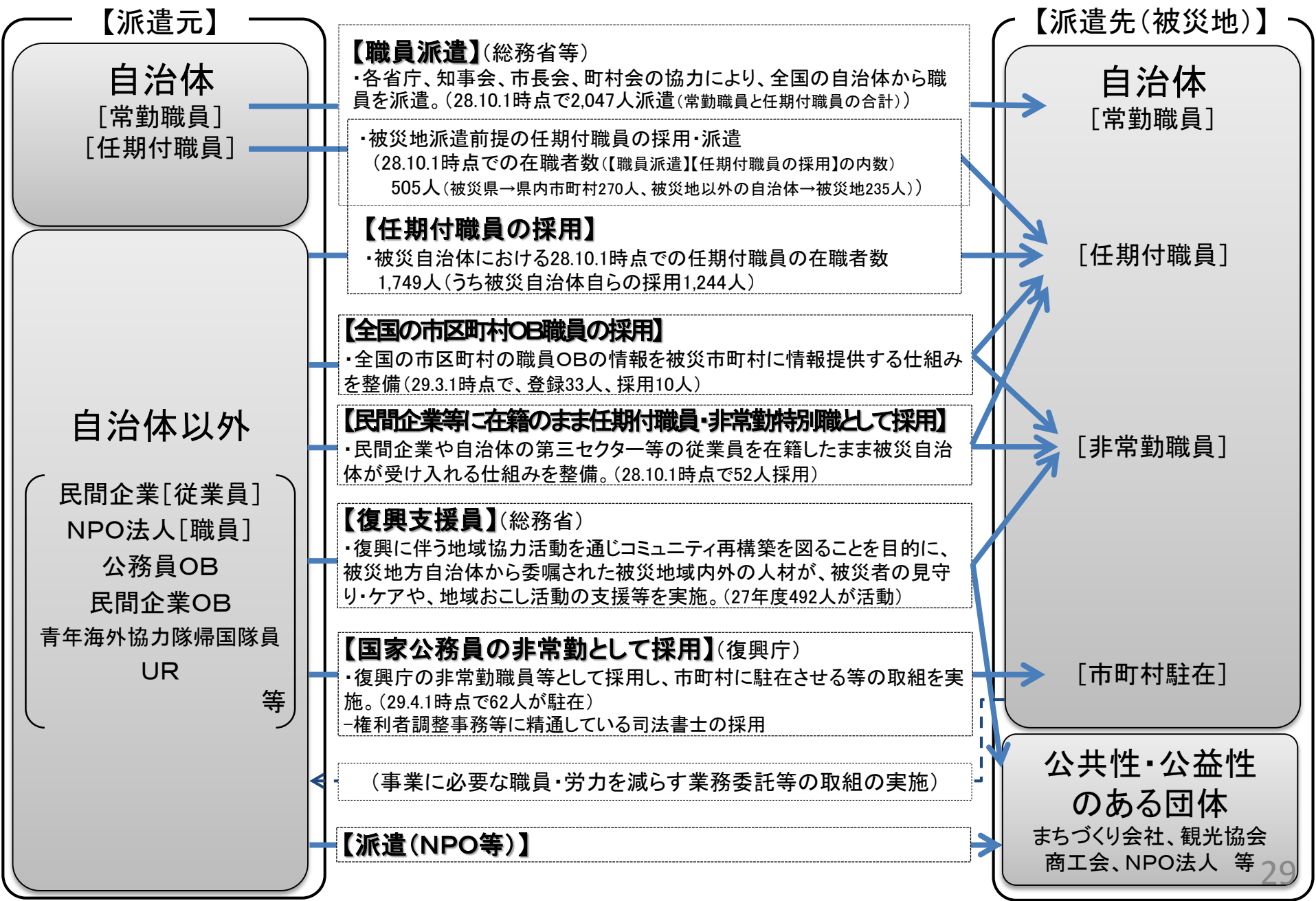
地区の詳細情報と過去の定点観測写真が一覧で表示されます。



例) 宮城県七ヶ浜町花淵浜地区 災害公営住宅



2-5-1 被災地での人材確保対策



2-5-2 ボランティア・公益的民間連携

- 被災地の復興の進展に伴い、進捗状況や地域・個人のニーズが多様化しつつあるなど、「復興・創生期間」においては、ハード面だけでなく、ソフト面を中心とした、よりきめ細かな取組が求められることから、NPOやボランティア団体等の活動に対するニーズや果たすべき役割は依然として大きい。
- このため、NPO、ボランティア団体等が活動を効果的に進めるために必要な体制の構築、ボランティアの啓発・普及等を行っている。

○主な取組内容

多様な担い手の連携促進

○ 行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して復興にあたるために参考となる「ロードマップ」を作成。（平成24年4月）

○ また、「多様な担い手による連携事例」を公表・周知。

○ 多様な担い手の活動促進のため、被災者支援コーディネート事業において、行政・NPO・企業等の多様な担い手が連携して、各地域の課題に対応していくための体制づくりや、被災地が抱える課題・ニーズを把握・整理し、被災地内外のNPO等支援団体等とのマッチングなどを実施。



「ロードマップ」
及び「連携事例(第2版)」

ボランティア活動全般の促進

○ これまでボランティア活動に携わってきた方々に被災地で引き続き活躍していただくとともに、新たにボランティアへの参加を検討している方々を後押しするため、学生等に向けたキャンペーンやNPO等に向けたメッセージを発信。

平成28年度
「学生ボランティア促進キャンペーン」
ポスター



NPO等への情報提供

○ NPO等が息の長い支援活動を行えるよう、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、公表・周知



「復興支援活動を行うNPO等
が活用可能な政府の財政支
援について」
(平成29年3月31日現在)

● 社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに登録し活動したボランティア数

岩手県	宮城県	福島県	計
約55万人	約75万人	約22万人	約152万人

※平成23年3月11日～平成29年1月31日までの累計(万人未満四捨五入)

- ・その他、NPO等の団体を通じ独自に活動しているボランティアも多数
- ・発災当初は泥やガレキの撤去、避難所における炊き出し等が活動の中心だったが、その後は地元NPO等を中心に、心のケアやコミュニティづくり支援、さらには復興に向けたまちづくり支援など息の長い組織的な取組を展開

- 復興のあらゆる場面に男女共同参画の視点を導入することで「よりよい復興」(build back better)につなげる。
- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透。

事例集の作成・公表

- 主に女性が中心となっていて行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。
- 平成24年11月以降、103事例（平成29年2月末現在）をとりまとめ、ホームページで公表。



男女共同参画の視点からの復興
～参考事例集～（第12版）

復興と男女共同参画等に関する調査の公表

- 復興過程における男女共同参画の現状について、平成28年3月に「復興と男女共同参画等に関する調査」を実施。その結果をホームページで公表。



復興と男女共同参画等に関する調査

復興活動への男女共同参画の視点の浸透

- 復興にも男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらう（＝浸透させる）ための活動。
- パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて実施。



これまでに開催したパネルディスカッション等の模様

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針と第4次男女共同参画基本計画

- 基本方針では、「復興のあらゆる場・組織への女性の参画拡大を通じて、復興過程における男女共同参画を一層推進する」と記載。
- 第4次男女共同参画基本計画においては、第3次にはなかった「復興」に関する項目が新設（第11分野「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」）
- 復興施策への多様な住民の意見の反映、男女共同参画の視点導入への理解促進、事例の共有、統計情報等の復興施策への活用等、計画に基づいて実施。

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて①（概要）

「新しい東北」の基本的な考え方

- 被災地は、日本全国の地域社会が抱える課題（人口減少、高齢化、産業の空洞化等）が顕著。
- インフラや住宅等（ハード）の復旧が進みつつある中、「まちの賑わい」を取り戻すためには、「人々の活動（ソフト）」の復興が必要。具体的には、「産業・なりわいの再生」と「コミュニティの形成・地域づくり」に取り組むことが必要。
- 国・自治体のみならず、企業・大学・NPOなど、民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、全国のモデルともなり得る挑戦的な取組を推進してきたところ。今後は、被災地での普及・展開を図る。

被災地における
先導的な取組の支援

多様な主体による
連携・協働の促進

普及・展開

先導モデル事業
【平成25年度～平成27年度】

「新しい東北」官民連携推進協議会

【平成25年12月～】

情報共有・意見交換の基盤を構築（交流会、Webサイト）

代 表：経団連会長、同友会代表幹事、日商会頭
副代表：金融機関、岩手県・宮城県・福島県、
三県大学、連携復興センターの代表
会 員：1,287団体（平成29年4月時点）
事務局：復興庁

「新しい東北」
復興・創生顕彰

【平成28年度～】

復興・創生に貢献する取組を
顕彰し、普及・展開を促進

被災地における民間主体の
先導的な取組創出を支援

地域づくりネットワーク

地域課題の解決に取り組む団体へのハンズオン支援を通じて、地域での「担い手」の育成や、「地域内での協力体制」、「地域外とのネットワーク」の構築に取り組む。

企業連携グループ

販路開拓や新事業立ち上げなど被災地域の民間企業による挑戦を、官民の支援機関が連携して支援

復興金融ネットワーク

金融機関間の情報共有、ビジネスコンテストを通じた、投融資を促進する環境整備

情報発信力の強化

【平成29年度】

様々な者からのアイデア等
を活用して、情報発信力の
強化を促進

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて②（先導モデル事業）

「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、先導的な取組を幅広く公募し、支援するもの。（平成25年度は66事業、平成26年度は95事業、平成27年度は55事業の計216事業を支援。）

【「新しい東北」先導モデル事業における支援事業（例）】

子どもの成長を育む地域の遊び場づくり

ボランティア等の地域住民が積極的に参加する、新しい子どもの遊び場づくり活動を実践。災害公営住宅等における新たな地域コミュニティの形成にも寄与。



保育所等と連携した高齢者の健康づくり

仮設住宅の高齢者が保育所・幼稚園で子どもと一緒に給食を食べ、ふれあうことにより、孤食の解消や、生活の不活発化を原因とする心身機能の低下等の課題に対応するとともに、高齢者の生きがいを創出。また、栄養士の管理栄養士が栄養指導を実施。



温泉熱を活かした六次化産業創出

活力ある「エコ温泉地」を目指し、温泉熱エネルギーを活用した植物工場による野菜・果物栽培、バイナリー発電の冷却水を利用した陸上養殖等を実施。これらの生産物による六次化商品の開発や、エネルギー体験型ツアー商品の開発を実施。



津波避難訓練等における訓練プログラムの開発・検証

沿岸地域の自治体へヒアリングを行い集まった課題、問題点をベースに複数の避難訓練プログラムを作成し、選択できるようにする取組を実施。また、避難訓練の習慣化を目的に、ワークショップ等のイベントと併せて訓練を実施。



浜の未利用資源の高機能性食品化

持続可能な地域産業の確立に向けて、市場では流通していなかった未利用の水産物を活用。「機能性」と「高付加価値化」に焦点を当てた新商品を開発。



地域におけるスマートフォン等でのカード決済の導入

初期費用が低廉なモバイル端末を使ったクレジットカード決済の仕組みを、地域の小売店・飲食店等で一斉に導入し、消費の誘発による地域経済の活性化を図る。併せて、決済手数料の一部を地域に還元する仕組みを構築。



インターンシップを通じたU・Iターン促進

岩手県内外の学生が岩手県内企業でのインターンシップに参加し、地元企業の課題解決や新規事業に取り組むことにより、U・Iターンを目指す取組を実施。



「東北百貨店 推奨ブランド」の育成

百貨店の現役バイヤーやOBの知識・情報力・経験を投入し、商品開発のアドバイスをを行い、「支援」から「協働」による東北の優れた製品の販路拡大を目指し、カタログの作成や全国へのプロモーションを実施。



2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて③（地域づくりネットワーク）

- 自治体、NPO、その他地域課題の解決に取り組む各種団体等に対し、伴走型支援を行う「地域づくりハンズオン支援事業」を実施。
- これにより、「地域での担い手の育成」を促進するとともに、普及・展開を図る上で必要となる「地域内での協力体制」や「地域外とのネットワーク」を構築。

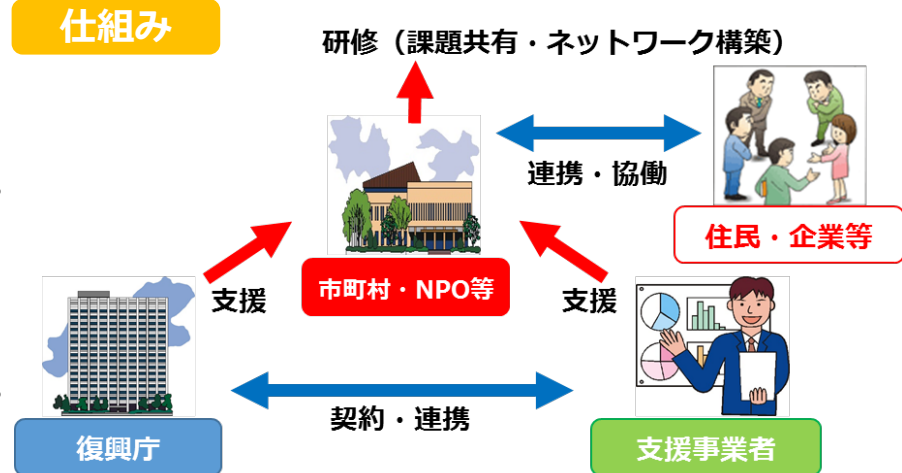
地域づくりハンズオン支援事業概要

1. 地域の担い手ハンズオン支援

- 自治体、NPO等に対し、復興庁・支援事業者がニーズに応じたきめ細かな支援を年間を通じて継続的に実施。
- ワークショップ開催支援、地域内外のネットワーク構築支援、有識者の招へい、専門家の派遣等を実施。

2. 地域の担い手育成に資する研修

- 地域での担い手育成や、取組の普及・展開を図るため、地域の担い手研修（交流会型・合宿型）を実施。
- ノウハウの共有や担い手のモチベーションの向上、ネットワーク構築を後押し。



2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて④（企業連携グループ／復興金融ネットワーク）

企業連携グループ

○産業復興の中核を担う被災地域の民間企業による創造的な事業活動への挑戦を、効果的に支援するため、地方自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援担当者、企業支援の専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制（企業連携グループ）を構築し、企業復興支援体制を強化する。

取組の例

【企業復興支援ネットワーク】

○官民の支援機関において、実際に企業支援を担当する職員をメンバーとして登録し、情報共有・協力関係の構築の場を提供。

【専門家派遣集中支援事業】

○被災地企業の復興に必要な専門知識・ノウハウを有する高度な専門家・専門機関による集中支援を実施。

復興金融ネットワーク

○金融機関等に産業復興に関する情報を積極的に提供し、被災地での新たな資金供給の創出を目指す。

○被災地の事業者に対して資金供給を呼び込むことを目指し、復興ビジネスコンテストを開催して優良な取組を発掘するとともに、事業化・事業の発展に向けた効果的な支援を実施。

取組の例

【復興ビジネスコンテスト】

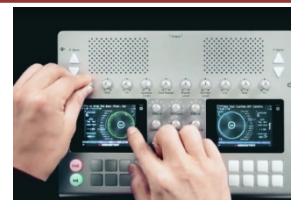
○被災地における地域産業の復興や地域振興に資する事業・事業プランを募集（平成28年8月19日まで）。
○受賞者に対して、事業のPRを行う場の提供や、経営指導を行う専門家の現地派遣などのアフターフォロー支援を実施。

（参考）

✓ 平成28年度は大賞のほか、優秀賞3件、協賛企業による企業賞11件を表彰。

・平成28年度 大賞

株式会社JDSound（宮城県仙台市）
「被災地石巻でMade In Japanのオーディオ製品を作ります」

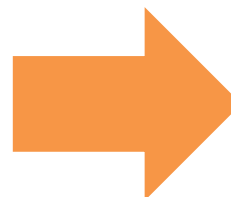


2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて⑤（情報発信力の強化）

○「新しい東北」の様々な取組の成果の普及・展開や取組の自走化に向けて、共創イベント（アイデアソン等）の開催を通じ、情報発信力の強化や新たなパートナーづくり等のソリューションを構築。

＜事業の枠組み＞

- 1：NPO、企業、自治体等から情報発信力の強化等を通じて課題解決したいテーマを募集
- 2：共創イベントを各地で10回程度開催
- 3：共創イベントで出されたソリューションの具現化までサポート



NPO、企業、自治体等の
情報発信力の強化や
ネットワークづくりを促進

＜ポイント＞

- 共創イベントにより、様々な者からのアイデアや解決手法を活用して、「オープン・イノベーション」を実践。
- OSNS等を活用し、事業の運営、成果等を内外に情報発信。



※アイデアソンとは、「多様な主体が主体的に集まり、主体間の相互作用を通じて、課題解決に向けたアイデア創出や新たな商品・サービス・アイデアの創造を目指す共創の場」をいう。

写真：GLSヘルスケアハッカソン(仙台)

【参考：平成28年度の取組】

- 平成28年度は、東北の魅力や東北の挑戦を発信するため、民間とタイアップした情報発信を実施。
（例）「東北の風土（FOOD）ブランドの創設と展開」（一般社団法人東北風土マラソン&フェスティバル）
「文化放送×よしもと住みます芸人新しい東北職人技プロジェクト」（株式会社文化放送）

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて⑥（復興・創生顕彰等）

- 被災地で進む「新しい東北」の創造に向けた活動の普及・展開を促進するため、「新しい東北」復興・創生顕彰を平成28年度から実施。
- 平成28年度は集中復興期間5年間の活動を顕彰する「新しい東北」復興功績顕彰を合わせて実施。
- 計283件の応募のうち、それぞれ10の個人・団体を顕彰。

平成28年度選定結果

○「新しい東北」復興・創生顕彰（個人部門）

寺崎 幸季氏
（岩手県立釜石高等学校3年）

小松 洋介氏
（特定非営利活動法人アスヘノキボウ代表理事）

渡辺 正氏
（合同会社かわうち屋職務執行者）

○「新しい東北」復興・創生顕彰（団体部門）

特定非営利活動法人wiz

一般社団法人マルゴト陸前高田

一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン

株式会社小高ワークスベース

「高校生が伝えるふくしま食べる通信」編集部

特定非営利活動法人
T A T A K I A G E J a p a n

グーグル合同会社

○「新しい東北」復興功績顕彰

釜石リージョナルコーディネーター協議会

高橋 博之氏
（東北食べる通信（特定非営利活動法人東北開墾））

一般社団法人石巻じちれん

宮城県多賀城高等学校

ツール・ド・東北 2016 実行委員会
（株式会社河北新報社・ヤフー株式会社）

引地 恵氏
（一般社団法人WATALIS・株式会社WATALIS）

特定非営利活動法人
かーちゃんのカ・プロジェクトふくしま

特定非営利活動法人
3.11被災者を支援するいわき連絡協議会

公益財団法人地域創造基金さなぶり

公益社団法人日本栄養士会

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等①（復興施策体系）

福島復興再生特別措置法

[平成24年3月31日施行]

福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえ推進を目的

福島復興再生基本方針

[平成24年7月13日閣議決定]

- 法の基本理念に則し、福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針

重点推進計画（県作成）

[平成25年4月26日認定]

- 基本方針に即して、再生可能エネルギーや医療機器関連産業等の新たな産業創出の取組を推進する計画

産業復興再生計画（県作成）

[平成25年5月28日認定]

- 基本方針に即して、福島の産業の復興・再生の推進を図る計画

被災者支援（子ども被災者支援法基本方針）

[平成25年10月11日閣議決定、平成27年8月25日閣議決定（改定）]

風評被害対策（風評対策強化指針）

[平成26年6月23日策定]

- 子ども被災者支援法に基づき、支援施策の推進に関する基本的方向や支援対象地域を定めるとともに、各種の支援施策を取りまとめ

- 原子力災害による風評被害を含む影響に対する政府の取組とりまとめ

福島県全体

避難12市町村

グランドデザイン

[平成24年9月4日策定]

基本的な考え方を提示

- 避難12市町村全体の概ね10年後の復興の姿と、それに向けた国の取組姿勢をまとめたもの

避難解除等区域復興再生計画

[平成25年3月19日決定]

[平成26年6月20日改定]

- 基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進する計画

早期帰還を目指す区域

早期帰還・定住プラン

[平成25年3月7日策定]

- 早期帰還を目指す区域等における政府の取組をとりまとめ

広域

全国

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等②

(福島再生加速化交付金の概要) 【平成29年度予算 807億円(平成28年度予算 1,012億円)】

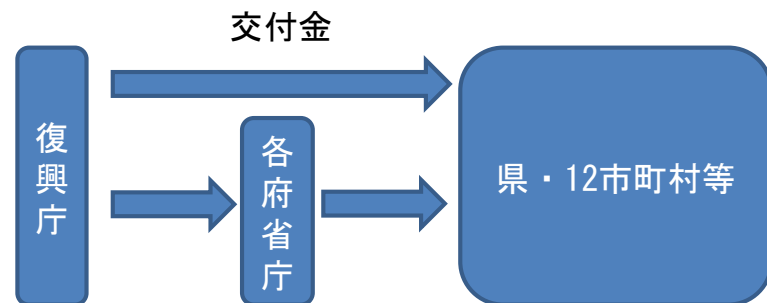
事業概要・目的

- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

(2) 福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還環境整備	被災12市町村への早期帰還の促進、地域の再生加速化 ○生活拠点等の整備 （復興拠点、災害公営住宅等の整備等） ○放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ○営農・商工業再開に向けた環境整備 （農地・農業用施設、産業団地の整備等）
長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ○長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等 （復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ○復興公営住宅での生活支援 （コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ○子どもの運動機会確保 （遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ○基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策 （プレイリーダーの養成等）
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援
原子力災害情報発信等拠点施設整備	福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点(アーカイブ拠点)の整備等に対する支援

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等③

(中間貯蔵施設の整備等に伴う財政措置) 【平成26年度補正予算 1,000億円】

総額3,010億円の新規かつ追加的な財政措置

○中間貯蔵施設等に係る交付金 1,500億円 【環境省】

- ・850億円は大熊・双葉両町に国が直接交付。
残りの650億円は県に交付。
- ・850億円の内訳は、大熊町461億円、双葉町389億円(※)。
- ※両町の人口や搬入する除去土壌等の貯蔵予定量などを勘案し、決定。

○原子力災害からの福島復興交付金 1,000億円 【復興庁】

- ・全額を県が造成する基金に交付。

○福島特定原子力施設地域振興交付金 510億円 【経済産業省】

- ・今回の措置による増額分510億円。
(17億円×30年間)
- ・増額分は全て県に交付。

事業内容

1. 被災地域における帰還・再生推進事業

(12市町村を対象)

避難指示が出ていたこと等により復興が遅れている地域に対して、帰還や地域の再生を推進するための事業を実施。

- ・公益的施設、公設民営の業務施設等の施設整備事業等

2. 原発事故からの復興に必要な拠点の充実に係る事業 (県全域を対象)

福島復興再生を加速するために、特に重要な拠点について、その充実を図るための事業を実施。

- ・医療、放射線対策に係る拠点整備事業 等
- ・医療、エネルギー関連等に係る重点産業進出支援事業 等

3. 原発事故による風評被害対策事業 (県全域を対象)

未だ根強く残る原発事故による風評被害の払拭や被害拡大を防ぐために、県全域での風評被害対策を実施。

- ・風評払拭を促進する拠点施設整備事業 等
- ・教育旅行回復支援事業 等

資金の流れ

復興庁

H27.3
全額一括交付済

福島県

※基金の造成

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等④

(福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例)

【平成29年度予算 181億円】
【平成28年度予算 75.6億円】

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施
- ※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
- ※ 平成29年度から、事業の一部において、地域の住民参加による取組を実施。

主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域の荒廃抑制等の取組

★ 避難区域の荒廃抑制・保全対策

・ 避難区域内の除草
火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



・ 防犯パトロール

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロールを実施。



★ 住民の一時帰宅支援

・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など

<策定の経緯>

- ✓ 原子力災害からの福島復興の加速に向けて(閣議決定 平成25年12月20日)
 - ✓ 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(閣議決定 平成27年6月12日)
- ↓
- ✓ 今回、福島復興の加速に向けて、地元の御要望や与党の提言なども踏まえ、新たに基本指針を策定

1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する

- 総合的・重層的な防護措置の取組、生活支援相談の充実など、帰還に向けた安全・安心対策
- 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
- 29年3月までの解除に向けあらゆる施策を総動員
- 帰還する方々への生活環境整備及び当面帰還できない方々への支援等

2. 帰還困難区域の復興に取り組む

- 特定復興拠点を整備する計画等を盛り込んだ福島特措法の改正法案の国会への提出。
- 整備計画の下で除染とインフラ整備を一体的に行う仕組みの整備。

- 整備計画の実施に係る費用の負担については

・将来にわたって居住を制限することを原則とした区域として設定され、東京電力がすでに賠償を行ってきたこと

・こうした中、地元からの要望や与党からの提言等を踏まえ、政府は新たに住民の居住を目指す復興拠点を整備する方針を示したこと

・復興拠点の整備は、国の新たな政策決定を踏まえ、新たなまちづくりとして実施すること

から東京電力に求償せず、国の負担により実施。

- 除染・解体は除染特措法に基づく事業とは区別して整理したうえで国が実施。

- インフラ整備事業は国において必要な措置を講じ、市町村等で実施。

- 避難先におけるきめ細かな生活支援の取組を継続的に後押し。

等

3 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する

- 福島イノベーション・コースト構想の推進のため、福島特措法に同構想を位置付け。
- 「福島新エネ社会構想」をとりまとめ、構想の実現に向けた取組を推進。
- まちの復興等の帰還環境整備に取り組む法人の福島特措法への位置付け。 等

4. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

- 官民合同チームが継続的・持続的に活動できるよう、福島相双復興推進機構を福島特措法に位置付け。
- 帰還困難区域の事業者の事業再開の後押しに向けてご事情に配慮した適切な措置。
- 流通段階の風評被害の実態等の調査とそれに基づく適切な措置を行うこととし、その旨を法的に位置づけ。
- 農林業賠償等について、国は、東京電力に対し、損害がある限り賠償するという方針の下、適切な賠償等を指導。 等

5. 廃炉・汚染水対策に万全を期す

- 安全確保を大前提に、長期的にリスクが確実に下がるよう、優先順位を付けて対応。
- 国が前面に立つことが必要な研究開発等を支援。
- 国内外に対し、廃炉・汚染水対策の進捗状況などについて迅速かつわかりやすく情報を公開 等

6. 国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たす ～賠償、除染、廃炉等に関する中長期的かつ安定的な対応～

- 東京電力は福島への責任を貫徹するため、非連続な経営改革を断行。
- これにより廃炉、賠償、除染のための資金を確保するとともに、官民合同チームによる取組等に対して、人的・資金的な点も含め、福島の復興推進に貢献。
- 国は、託送料金の見直し、廃炉に係る資金を管理する積立金制度の創設など、必要な制度整備を実施。 等

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等⑥

(福島12市町村将来像に関する有識者検討会提言(平成27年7月)及びそのフォローアップ)

①有識者検討会(座長:大西隆 豊橋技術科学大学学長)で議論を実施。③そのための主な取組

30~40年後の姿を見据えた、2020年の課題と解決の方向を検討。

2015年7月、**提言を取りまとめた上、復興大臣に提出。**

②30~40年後の姿のポイント

(1)人口見通し:復興の進捗により震災前の推計を上回る可能性

(2)線量見通し:現状から物理減衰で相当程度低減

(3)世界に発信する福島型の地域再生

(1)産業振興

一新産業の創出と事業・生業の再建ー

(2)複数市町村による公共的サービスの

広域連携

(3)復興再生拠点の整備ー新市街地の形成ー

④その他

福島復興・再生は国の責務と明記。

発災から10年後の福島の復興に向けた政府

の組織のあり方は検討課題と付記。

◎福島12市町村提言フォローアップ
会議(平成27年10月~)

復興庁統括官、福島県副知事を共同議長とし、関係省庁、県、12市町村等がメンバー。

・提言の主要個別項目に関し、実現に向けた進捗管理を実施。

・ロードマップを取りまとめ、平成28年5月に有識者検討会に報告した。

福島12市町村将来像実現ロードマップ2020(主な取組)

分野名	これまでの取組	中期					長期
		短期 2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
(1) 産業・生業(なりわい)の再生・創出	◎ イノベーション・コースト構想の実現(ロボットテストフィールド)	▼ ロボットテストフィールド供用開始					東京オリンピック・パラリンピック
	施設の整備計画策定	ロボットテストフィールド及び研究開発等施設の整備					ロボット産業集積の実現
	◎ 自立支援官民合同チームの創設・取組(事業者支援分野)	2018年度以降については、事業・生業や生活の再建・自立の状況を踏まえた支援策を実施					
	個別訪問・相談支援及び支援策の拡充	予算事業の執行による支援策の拡充					
(2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護	◎ 被災企業等への支援	被災地域企業のニーズや復興状況等を踏まえ必要な施策を検討・実施					失った販路や減少した売上の回復を実現
	「地域復興マッチング」や被災地域企業新事業・ベンチャー支援事業等の実施	従来の取組を見直しながら引き続き推進					
	企業立地補助金による企業の立地の推進						
	◎ 二次医療体制の確保を含めた検討	医療提供体制の整備による安全・安心の確保					
(3) 未来を担う、地域を担うひとづくり	医療提供体制の方向性に対応策の検討						
	医療施設の整備・運営、救急医療体制の整備						
	医療従事者の確保、医療施設の再開支援						
	◎ 小高新統合高校での先進教育の検討	▼ 併設中学校開校					
(4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携	◎ ふたば未来学園での先進教育の検討	併設型中高一貫教育の実践					地域や世界で活躍する人材育成に寄与
	ふたば未来学園高等学校開校	本設校舎設計、敷地造成、建設工事					
	◎ 復興拠点等の整備	復興計画等の策定					
	住民が安全・安心に生活できる環境の実現	復興拠点等を復興の足がかりとしたまちづくり					
(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興	◎ 地域公共交通の構築に向けた検討	▼ 地域公共交通網計画策定					
	準備会合の開催	状況に応じた地域公共交通網形成計画の変更・見直し					
	第1回H28.1.29・第2回H28.3.24	復興の進捗に応じた適時・適切な地域公共交通網の確保					
	体制・進め方協議	先行的・部分的運行					
	◎ その他広域連携の検討	市町村が取り組むべき公共的サービスの広域連携の実現により、住民サービスの維持・向上を図る。					
	準備会を開催						
	市町村個別訪問						
	検討会を立ち上げ						
	課題の抽出・合意形成						
	個別課題の解決に向けた協議						
	◎ 風評・風化対策強化戦略の策定状況等	福島市の新たなイメージの創出、ふくしまブランドの再生・構築					
	風評・風化対策強化戦略の策定						
	風評・風化対策関連事業の実施						

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等⑥

(福島12市町村将来像に関する有識者検討会提言の具体化に向けた取組)

福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」

○福島県の農林水産物の継続的な流通拡大に向けて、復興庁の支援のもと、一般社団法人 東の食の会が、福島県の農林水産物を積極的に食べて応援したい人のための福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」を平成28年9月8日に設立。

(1)「前向きな生産者」と「福島の食を積極的に応援したい人」がひとつの場に集まり交流

(2) 地域を横断して前向きな生産者「同土」が共に学び、高めあう

⇒これらの取組で産品の魅力向上、消費拡大の新しいプラットフォームへ成長することを期待。

チームふくしまプライド。メンバー登録方法



<http://goo.gl/H3GFjV>

チームふくしまプライド。



QRコード読み込み、または「チームふくしまプライド。」で検索した後、入会ページで登録。

福島復興産業人材育成塾

- ◆「福島復興産業人材育成塾」は、先行して避難指示が解除され、また、地元から要望があった福島県田村市を中心に、厳しい状況に立ち向かい地域のリーダーとなる産業人材を育成するモデル事業。
- ◆ 塾生は、専門家からの講義、助言を受けつつ、地域の未来を拓く新たな事業構想を練り上げるとともに、地域の中核リーダーとしての自らの役割について宣言を行い、卒業後、地域の産業を牽引する人材となることを目指す。
- ◆ また、広域の塾生相互の学び合い、支え合いを通じ、地域の中核人材のネットワークを形成。

塾長：大山健太郎(アイリスオーヤマ株式会社代表取締役社長)

講師：オリンピック・パラリンピック等経済界協議会(三井住友海上、NEC)、有限責任あずさ監査法人、PwCあらた有限責任監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、日本政策投資銀行、NPO法人ETIC。

塾生：12名(田村市、川内村、三春町、小野町在住)

協力：田村市、川内村、三春町、小野町、福島県、田村地区商工会広域連携協議会、田村青年会議所、川内村商工会、東邦銀行、大東銀行、福島銀行 等

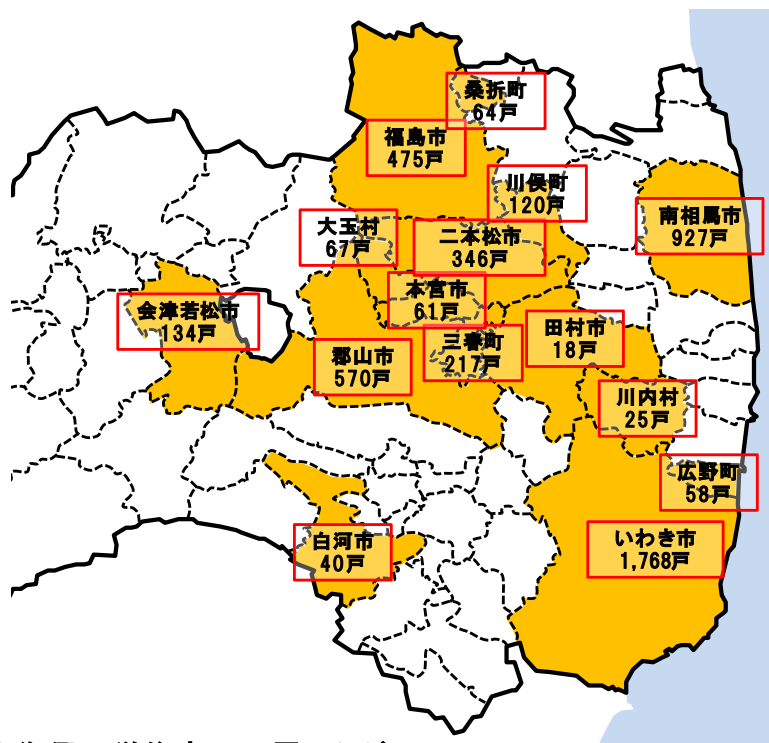
スケジュール

平成28年10月9日	育成塾開講式
10月～12月	オリンピック・パラリンピック等経済界協議会、NPO法人ETIC.による勉強会 ※挑戦マインドの醸成、事業構想作成のための基礎知識の習得
12月10,11日	構想素案発表会
12月下旬～	監査法人によるメンタリング ※構想の具体化、磨き上げ
平成29年3月26日	構想最終発表会

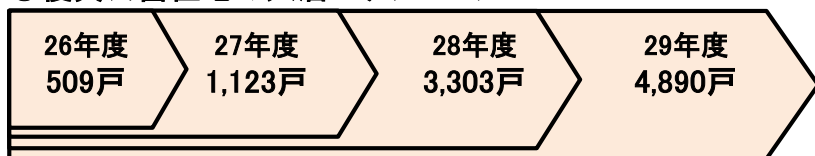
2-6-2 個別課題への対応①（長期避難者への生活支援）

- 原発事故により長期にわたる避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、住民意向調査等を基に、復興公営住宅の整備を中心に、避難者受入れに伴う基盤整備、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。
- 平成29年度末までに全体整備計画戸数4,890戸を整備する計画（平成29年4月現在、183戸保留中）。
- 平成29年4月現在、3,303戸で入居開始。
- 整備にあたっての財源は、コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））を活用。

○各受入市町村における整備計画戸数



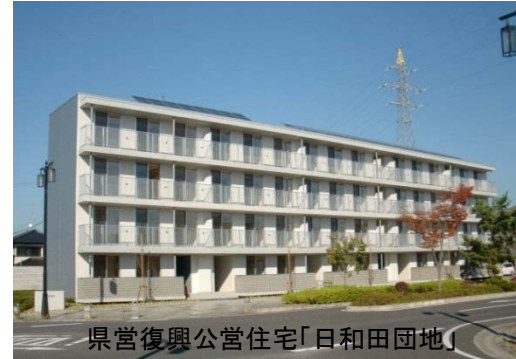
○復興公営住宅の入居スケジュール



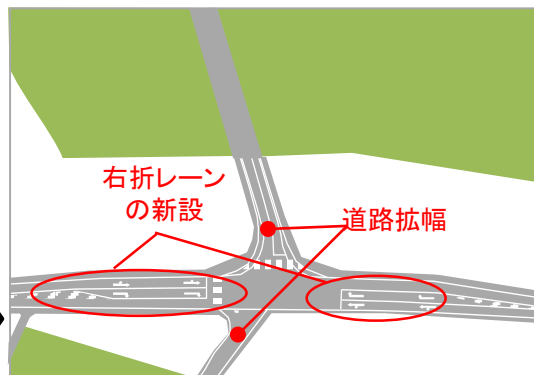
全体整備計画4,890戸

○コミュニティ復活交付金による主な支援例

復興公営住宅の整備



道路の整備



コミュニティ交流員の配置



○「子ども元気復活交付金」(注)の活用により、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境の整備を図るため、子どもの運動機会の確保のための遊具の更新や運動施設の整備、公的賃貸住宅の整備を実施

○特に運動施設については、ハード整備にあわせて、子どもたちの運動する力を引き出すソフト事業も実施

(注)平成25年度当初予算で創設。平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

遊具の更新を通じた子育て世帯の帰還促進【広野町】

広野町では、公園の遊具の更新を行い、子どもたちが安心して遊べる環境を整備することにより、子どもの肥満傾向の解消や運動能力の向上を図るとともに、子育て世帯の帰還を促進している。



更新した遊具で遊ぶ子どもたち

ハード・ソフト一体となった運動機会の確保【本宮市】

本宮市では、運動施設のリニューアルや屋外の遊び場の整備を行うとともに、生き生きと遊ぶ力をより一層引き出す「プレイリーダー」の養成により、子どもたちの運動や遊びの機会の創出を図っている。



にぎわう屋外遊び場

ウィリアム王子訪問(27年2月) プレイリーダーの養成

■ これまでの採択実績

計14回の配分により以下の事業を採択

- 遊具の更新642箇所
- 運動施設の整備56施設(屋内施設25施設、屋外施設31施設)
- 運動施設整備と一体的に行うプレイリーダー養成等のソフト事業(9市町村)
- 子育て定住支援賃貸住宅の整備(20戸)及び家賃低廉化

■ 参考ホームページ

子ども元気復活交付金の概要や整備事例の詳細については復興庁ホームページを参照

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html>

2-6-2 個別課題への対応③

(避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表)〔平成28年3月取りまとめ、平成28年7月29日公表〕

- 福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表については、「福島復興再生基本方針」（平成24年7月13日閣議決定）を踏まえ、復旧・整備の見通しを「見える化」し関係者と共有することを目的に平成24年度から市町村等が作成。今回、大熊町、双葉町が新たに作成。
- 平成26年度までに、帰還困難区域等を除き、道路の通行が可能となっているところ、平成27年度は、葛尾村の上水道の復旧が完了、富岡町や浪江町の上・下水道で完了工区が拡大し、大柿ダム（浪江町）の堤体復旧工事が完了するなど、復旧は着実に進捗。
- 道路、上・下水道など基礎的なインフラの復旧については、帰還困難区域や津波被災区域を除き、平成28年度末までに概ね復旧する見通し。

主な公共インフラ復旧の状況

◎：概ね復旧完了、使用再開

○：復旧中

－：該当なし、工程表に記載なし

区分	田村市	南相馬市	川俣町	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	浪江町	葛尾村	飯館村	大熊町	双葉町
道路	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○
	◎常磐自動車道(H27.3～全線通行可)			◎一般国道6号		○県管理道路						
上水道	－	◎	－	◎	◎	○	－	○	◎	◎	○	○
下水道	－	◎	－	◎	◎	○	◎	○	－	◎	○	○
医療福祉施設	－	○ 小高福祉 センター再開	◎ 山木屋診療所 の改修完了	－	○	○	◎ 複合施設の 修繕完了	○	◎ 診療所等の 修繕完了	－	－	－
文教施設	◎	○	○	◎	○	○	－	○	○	○	－	－
役場・公共施設	－	◎	○ 新庁舎の 建設に着手	－	○ 庁舎の 復旧完了	○ 庁舎の復旧 に着手	○ 室内型温水 プールが完成	○	○	－	○	○
観光施設	◎	－	－	－	○ サイクリングターミナル しおかぜ荘の改修完了	－	○	－	○	－	－	－
廃棄物等	○ 双葉地方広域市町村圏組合の施設(8市町村) 北部衛生センター(浪江町)の復旧が、平成27年度に完了。 南部衛生センター(楡葉町)の応急改修工事が、平成27年度に完了。											
鉄道	○ JR常磐線 原ノ町～小高間が、7月に運転再開。 平成28年3月に、全線開通の見通し等が公表。											
農業水利	◎ 大柿ダム(浪江町)の堤体の復旧工事が完了し、平成28年1月から試験湛水を開始。 ○ 南相馬市の農業用排水機場1箇所(小浜)の復旧工事が完了。											

(注1) 上表は、市町村等が平成28年3月時点で取りまとめた工程表の概要であるが、その後の進捗を書き加えている場合がある。

(注2) 上表は、帰還困難区域、津波被災区域を含んでいる場合がある。

2-6-2 個別課題への対応④ (風評対策の主な取組状況と今後の取組の方向性)

- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を本年2月24日に開催し、これまでの取組状況の検証とともに、課題を洗い出し、風評対策の強化について検討。
- 同タスクフォースでは①風評の払拭に向けた流通実態調査・対策の推進、②福島が自信を持って販売できる環境づくり、③対策の重点を大消費地等に置くこと、を指示。

強化指針1. 風評の源を取り除く

(1) 世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底

- 福島県産米を全袋検査
→ 27年産米に続き28年産米も全て基準値以内(H29.3現在)
- 福島県による水産物の放射性物質調査
→ 福島県海産物の全てが基準値以内 (H27.4以降)



(2) 環境中の放射線量の把握と公表

- 福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、H23年11月比で約71%減少(H29.2現在)

強化指針2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

(1) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション

- 関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携した食品中の放射性物質に関する意見交換会等の実施(累計600回以上:H28.12現在)
- 食品に関するリスクコミュニケーション研究会の開催(H28年度累計5回)
- 「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」のフォローアップ会合(H29.1)等の場で情報交換

面向消除謠傳受害

(2) 正確で分かりやすい情報提供

- 国内の主要ホテル・空港での英語版の動画による海外向けの情報発信(H29.1)
- 「食品と放射能Q&A」を改訂、全国約15万部配布。HPでも公表(H28.12現在)
- 「放射線リスクに関する基礎的情報」を全国約30,000部配布。HPでも公表 (H29.1現在)
- 多言語による資料の作成(英語・中国語(簡体・繁体)・韓国語)

強化指針3. 風評被害を受けた産業を支援する

(1) 被災地産品の販路拡大等

- ・福島復興再生特別措置法の改正案閣議決定(H29.2.10)
- ・国、福島県、農業関係団体による風評払拭対策協議会の設立(H29.2)
- ・各府省庁・企業の食堂・売店等での被災地産食品の利用・販売
➢ 1,556件以上の企業マルシェ、社員食堂等で利用・販売(H28.12現在)
- 経団連等に被災地産品の利用等を要請(H29.2等)
- ・ブランド力強化のための商談会開催等の支援
➢ 食品流通関係者向けの商談会(H29.1)において、158件の個別商談を実施
- ・福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の設立(H28.9)

(2) 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃への働きかけ

- ・計22か国(直近ではカタール(H29.4))が規制を撤廃(H29.4現在)
- ・輸入規制当局者の招へい事業を実施(H29.1~2)
- ・国際会議等での被災地産品のPR、情報発信
➢ スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの場で、諸外国へ福島県産品のPRとパンフレット配布(H28.10)



(3) 国内外からの被災地への誘客促進

- ・訪日外国人旅行者の拡大
➢ H28年における福島県への外国人宿泊者71,820人(対前年比+49.3%)
- 在外公館において被災地自治体等による観光誘致PRの実施(H28年度)
- 外国プレスを日本へ招へいし、関連取材を実施(21ヶ国26名の記者:H28年度)
- ・福島県への修学旅行等の回復に向けた対策の強化
➢ H27年度の教育旅行の学校数は、震災前(H21年度)の約7割まで回復
- 福島県への修学旅行実施を全国の教育長、学校長等に要請(H26~28年度累計93回)

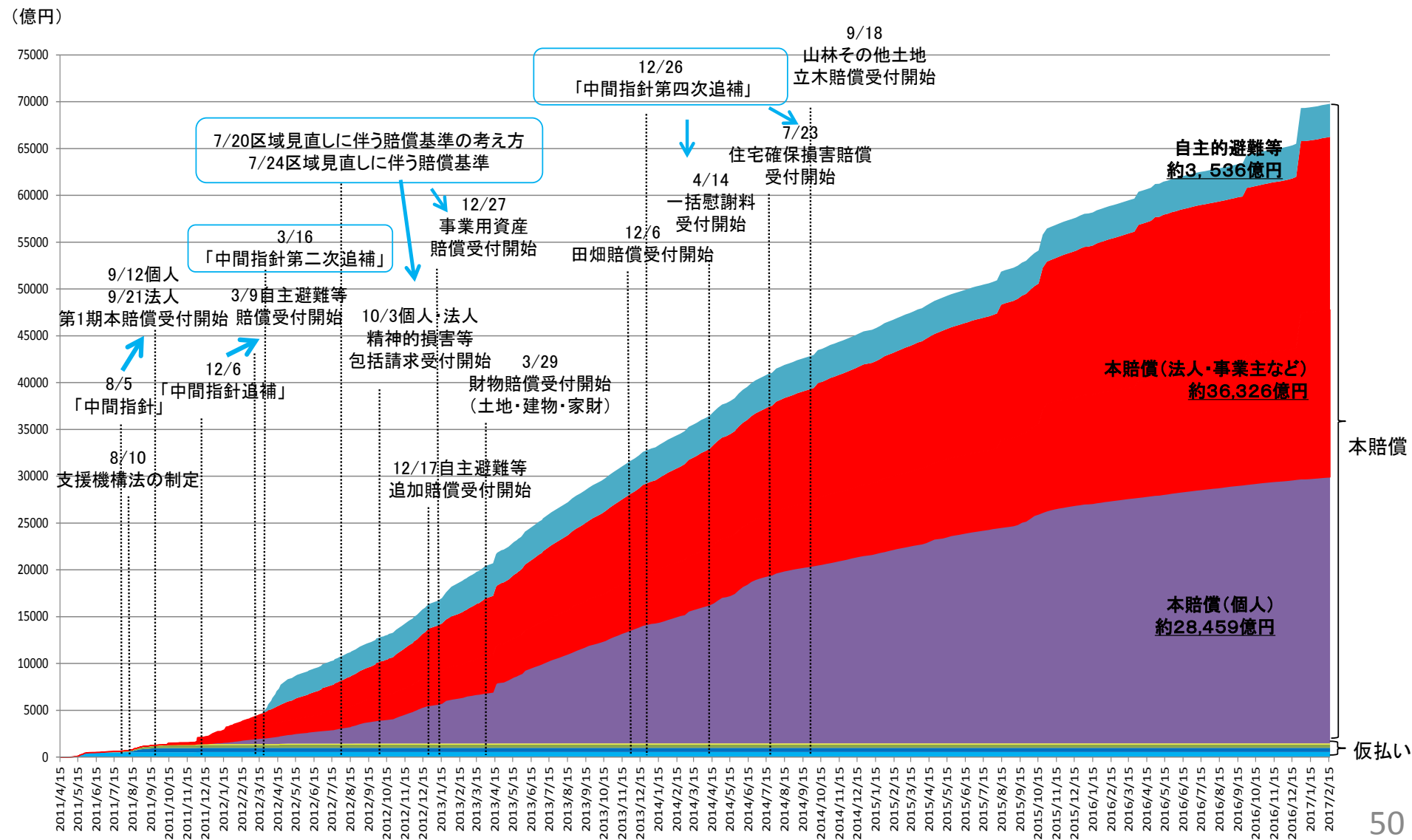
今後の方向性

- ① モニタリング等の継続や放射性物質検査の徹底により、基準値を超えたものを流通させない体制を継続するとともに、第三者認証GAP取得等の支援。
- ② 放射性物質検査結果等について、常に最新情報へのアップデートや多言語化を行った上で、国内外へ正確で効果的に情報発信。
- ③ 「先ず隗より始めよ。」各省庁が福島県産農林水産物の利用を促進するとともに、関係団体・企業に対して要請し、「応援の輪」を拡大。
- ④ 農林水産物の流通実態調査、大消費地やオンラインストアを対象としたポイントキャンペーンの実施等により戦略的・継続的に販路拡大。
- ⑤ 諸外国・地域の輸入規制解除に向けた働きかけの徹底。
- ⑥ インバウンドを取り込むため、東北の魅力発信の取組強化と、教育旅行回復のためのターゲットを明確にした働きかけ。

2-6-2 個別課題への対応⑤（賠償①）

賠償総額：約6兆9,850億円（平成29年2月17日現在）

仮払い：1,529億円
本賠償：6兆8,322億円



2-6-2 個別課題への対応⑤（賠償②）

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に則り、東京電力より財物賠償、精神的損害賠償等を実施している。また、平成25年12月にまとめられた中間指針第四次追補を元に、生活の再建を図るための住居確保に係る賠償（平成26年7月）、一括慰謝料の賠償（平成26年4月）を開始している。

（1）不動産（住宅・宅地）に対する賠償（財物賠償）

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。

（2）住宅確保に係る損害賠償

帰還にともなう住居の修繕・建替え費用等、移住に伴う新たな住居や土地取得の費用等について、事故前の財物価値を超えて負担した費用を賠償。（平成26年7月申請受付開始）

- ① 帰還に伴う住居の修繕・建替え、移住に伴う新たな取得費用は、元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償。（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償。）
- ② 移住に伴う宅地の賠償は、従来のお住まいが帰還困難区域等の場合は、新たに取得した土地の価格と従前の土地の価格の差額を賠償。その他の区域にお住まいで移住される場合は75%を賠償。

※従前借家の方には、帰還、移住に応じた定額での賠償を行う。

（3）家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
- ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。

※事故発生時に所有していた仏壇を対象として、定額40万円または個別査定に基づいた時価相当額で賠償。（平成26年3月より申請受付開始）

（4）精神的損害賠償

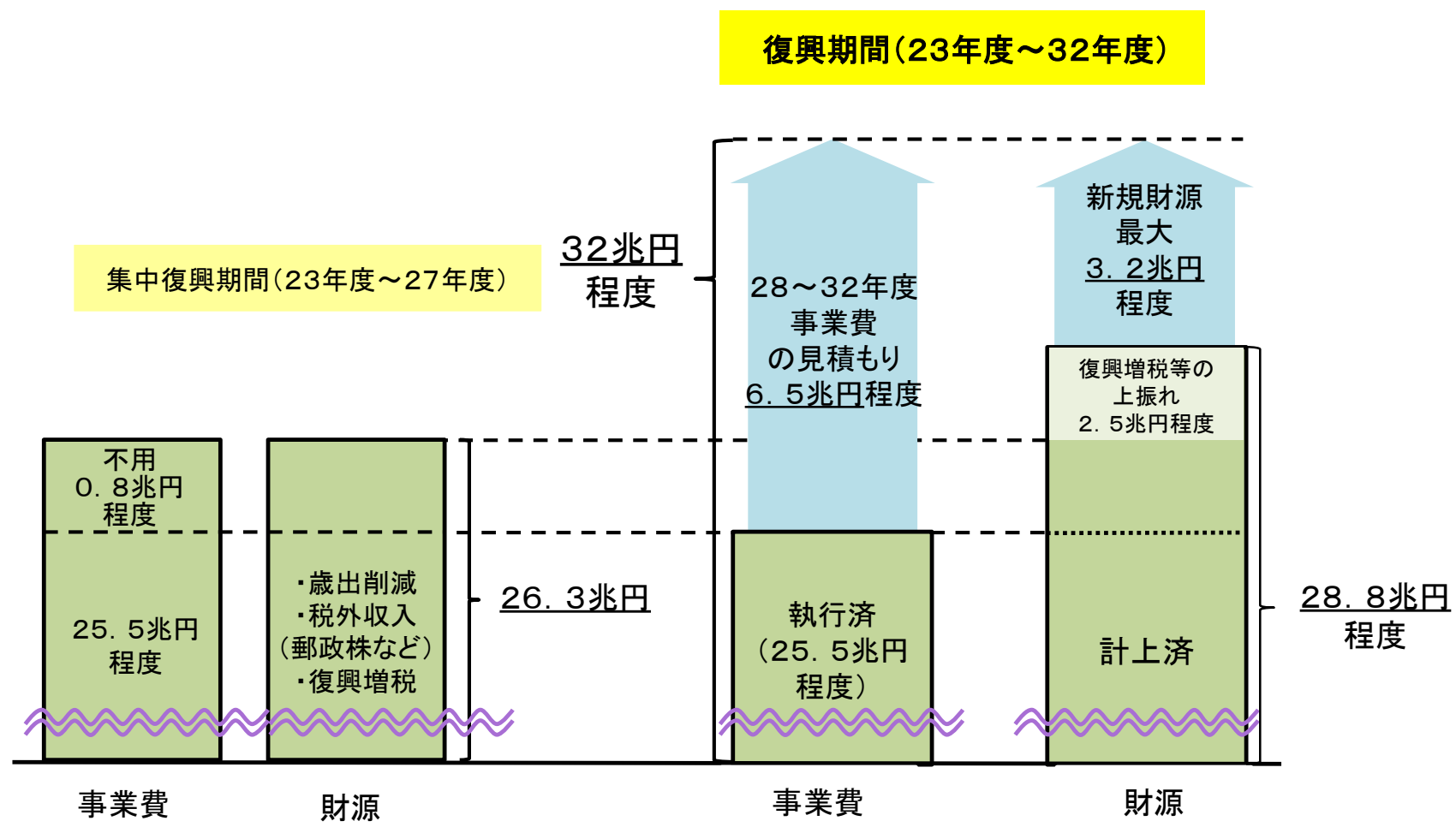
- ① 帰還困難区域等については、事故後6年分まで支払済み。加えて移住を余儀なくされたことによる精神的損害（700万円）も支払済み。
- ② 居住制限区域、避難指示解除準備区域については、避難指示解除後、相当期間経過後まで一人当たり月10万円を支払う。また、改訂福島復興指針（平成27年6月）に基づき、早期に避難指示を解除した場合においても、避難指示解除の時期にかかわらず、事故から6年後に解除される場合と同等の金額の一括払いを決定。

（5）営業損害・就労不能損害に対する賠償

- ① 営業損害として、逸失利益等の損害を賠償。
- ② 一定期間毎における実損害を賠償する方法と、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法から選択可能。
 - （ア）就労不能損害 : 事故後3年間（賠償は平成27年2月末まで）
 - （イ）農林業以外の業種 : 事故後4年間 + 年間逸失利益の2倍を追加
 - （ウ）農林業 : 事故後6年間 + 年間逸失利益の3倍を追加
- ③ 営業・就労再開等による収入は控除しない。（②（ア）給与所得には適用していない。）
- ④ 事業再開費用等を賠償。（帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用を賠償。）

3-1 平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興財源フレーム
(平成27年6月30日 閣議決定)

- 集中復興期間の復興事業費は25.5兆円程度の見込み(27年度は予算ベース)。
- 復興期間に見込まれる事業費(32兆円程度)の財源としては、これまでに計上した復興財源(28.8兆円程度の見込み)に加え、一般会計からの繰入れや税外収入により、新たに最大3.2兆円程度を確保。



3-1 平成28年度以降の復興事業の整理

復興特会で実施してきた事業を以下の通り整理。

- ① 復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する事業の地方負担はゼロ。
- ② 地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題へ対応する事業は、一般会計へ移行。
- ③ 復興事業のうち、全国共通の課題への対応との性質を併せ持つ事業は、自治体負担を導入。

特別会計に残す事業		一般会計へ移す事業
全額国費	自治体負担あり (地方負担の5%(各事業費の1~3%))	自治体負担あり(通常事業と同一)
【基幹的な事業】 ○被災者支援 ⇒災害救助、心のケア、コミュニティ再建 ○災害復旧 ⇒災害廃棄物処理、インフラ復旧 生産設備復旧 ○復興交付金【基幹事業】 ⇒高台移転など 【原発事故由来の事業】 ○放射性物質汚染廃棄物処理 ○除染、放射線測定 ○福島再生加速化交付金 ○12市町村内事業 ⇒市町村事業+県事業 【その他】 ○直轄事業 ⇒三陸沿岸道路、相馬福島道路 ○農山漁村地域整備交付金 ⇒市町村防潮堤 ○任期付職員・応援職員経費	○直轄事業(全額国費対応分を除く) ⇒道路、港湾など ○復興交付金【効果促進事業】 ○社総交〔復興枠〕(道路事業) など ※岩手県・宮城県 ・東北自動車道以東の事業 ※福島県 ・東北自動車道以東の事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 及び避難解除等区域の12市町村 関連事業(防災・減災事業を除く) ※青森県、茨城県、千葉県 ・太平洋沿岸の地方公共団体(太 平洋沿岸から15km以内の事業を 含む)で実施する事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 関連事業(防災・減災事業を除く)	○社総交〔復興枠〕(道路事業) 左記以外の事業

3-1 平成28年度復興庁予算のポイント

平成28年度予算額(復興庁所管): **2兆4,055億円** [前年度予算額: 2兆4,364億円]
(平成27年度補正予算額(復興庁所管): 1,016億円)

復興のステージの進展に応じて生じる課題に的確に対応しつつ、
「復興・創生期間」における被災地の復興に必要な取組を強力に推進。

被災者支援: 長期避難者の心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に伴って生じる課題に対応する取組を強化。

- ・ 災害救助法による災害救助等(334億円)
- ・ 被災者生活再建支援金補助金(189億円)
- ・ 被災者支援総合交付金(220億円)
- ・ 被災者の心のケア支援事業(14億円) 等

原子力災害からの復興・再生: 帰還促進や12市町村の生活の再構築等に向けた取組を強化するなど、福島復興・再生を加速。

- ・ 福島再生加速化交付金(1,012億円)
- ・ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業(76億円)
- ・ [再掲] 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・ [再掲] イノベーション・コースト構想関連事業
- ・ [再掲] 原子力災害による被災事業者の自立支援事業
- ・ [再掲] 原子力災害対応雇用支援事業
- ・ 放射性物質により汚染された土壌等の除染(5,249億円(補正と合わせて6,032億円))
- ・ 放射性物質汚染廃棄物処理事業等(2,140億円)
- ・ 中間貯蔵施設の整備等(1,346億円) 等

住宅再建・復興まちづくり: 最盛期を迎えた住宅再建・復興まちづくりを着実に推進。

- ・ 復興道路・復興支援道路の整備等(2,376億円)
- ・ 東日本大震災復興交付金(1,477億円)
- ・ 社会資本整備総合交付金[復興](1,054億円)
- ・ 災害復旧事業(5,093億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生: 観光復興や販路回復に向けた取組の強化、企業立地による雇用創出・商業回復へ対応。

- ・ 復興水産加工業等販路回復促進事業(18億円(補正と合わせて20億円))
- ・ 観光復興関連事業(50億円(補正と合わせて52億円))
- ・ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(290億円)
- ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(320億円)
- ・ イノベーション・コースト構想関連事業(145億円)
- ・ 原子力災害による被災事業者の自立支援事業(13億円(補正と合わせて241億円))
- ・ 事業復興型雇用創出事業(41億円)
- ・ 原子力災害対応雇用支援事業(42億円) 等

「新しい東北」の創造: 多様な主体間の情報共有や全国的な情報発信を強化。

- ・ 「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業(10億円)

3-1 平成28年度復興庁補正予算のポイント

「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）に基づき、東日本大震災からの復興の加速化を図るため、平成28年度東日本大震災復興特別会計に所要額を計上する。

東日本大震災からの復興の加速化： 4,023億円

●復興まちづくり

- ・ 道路整備事業 (589億円)
復興道路・復興支援道路の整備の促進
- ・ 港湾整備事業 (38億円)
港湾施設（防波堤等）の整備の促進
- ・ 災害廃棄物処理 (9億円)
南相馬市の仮置場の廃棄物の分別搬出

●産業・生業の再生

- ・ 東北地方へのインバウンド推進による観光復興 (8億円)
東北観光復興対策交付金の増額
- ⑨ 原子力被災12市町村における営農再開支援 (70億円)
被災12市町村において、農業者の営農再開を支援
- ⑨ 原子力災害被災地域における創業等支援 (2億円)
被災12市町村において、12市町村外から訪れる者による創業等を促進

●原子力災害からの復興・再生

- ・ 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 (3,307億円)
平成28年度中の面的除染完了や、学校等に保管されている除去土壌等の搬出

※このほか、復興債の償還のため平成27年度一般会計決算剰余金の一部の受入れ (1,272億円) 等がある。

3-1 平成29年度復興庁予算概算決定のポイント

平成29年度概算決定額(復興庁所管): 1兆8,153億円 [前年度予算額: 2兆4,055億円]

被災地の抱える課題の解決に直結する取組を着実に実施。
復興のステージの進展に応じて生じる新たな課題に迅速かつ適切に対応。

被災者支援

心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に応じて生じる被災者に係る課題にきめ細やかに、かつ弾力的に対応する取組を支援。

- 被災者支援総合交付金(200億円)
- 災害救助法による災害救助等(230億円)
- 被災者生活再建支援金補助金(135億円)
- 新** 被災地域における地域医療の再生支援(236億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生

観光復興の取組を更に強化するとともに、新たに被災地(特に三陸沿岸部)の人材不足に対処するための施策を実施。また、農林水産業を含め、原子力災害被災地域の産業再生に向けた支援を推進。

- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(210億円)
- 観光復興関連事業(51億円)
- 復興水産加工業等販路回復促進事業(15億円)
- 新** 福島県農林水産業再生総合事業(47億円)
- 新** 被災地の人材確保対策事業(10億円)
- 事業復興型雇用確保事業(制度拡充)
- 福島イノベーション・コースト構想関連事業(101億円)
- 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(54億円)
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(185億円) 等

住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。

- 復興道路・復興支援道路の整備(2,400億円)
- 東日本大震災復興交付金(525億円)
- 災害復旧事業(2,599億円)
- 社会資本整備総合交付金(復興)(1,090億円) 等

原子力災害からの復興・再生

住民の帰還促進や生活の再構築に向け、きめ細やかな支援を実施するとともに、除去土壌等の搬出等・放射性汚染廃棄物の処理・中間貯蔵施設や情報発信拠点の整備等を着実に推進。

加えて、帰還困難区域の復興拠点整備や、帰還困難区域等からの避難者への生活支援を実施。

- 福島再生加速化交付金(807億円)
- 新** 復興拠点内環境回復事業(仮称)(309億円)
- 福島生活環境整備・帰還再生加速事業(181億円)
- 帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等(61億円)
- 福島県双葉郡中高一貫校の設置等に係る支援(27億円)
- 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(2,855億円)
- 放射性物質汚染廃棄物処理事業等(1,851億円)
- 中間貯蔵施設の整備等(1,876億円) 等

※上記のほか、「新しい東北」の創造(9億円)、調整費(8億円)等も計上。

3-1 復興関連予算

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度
	当初予算額(億円)	補正予算額(億円)	当初予算額(億円)	補正予算額(億円)	予算案額(億円)
被災者支援	1,318	-	1,126	-	1,124
生活支援	598	-	524	-	366
教育・医療・福祉	649	-	556	-	713
救助活動	11	-	11	-	7
その他	60	-	35	-	38
住宅再建・復興まちづくり	13,487	-	11,318	637	7,698
災害廃棄物等処理	105	-	248	9	72
公共事業(災害復旧)	5,094	-	4,525	-	2,270
施設等の災害復旧等	700	-	568	-	329
復興に向けた公共事業等	4,416	-	4,500	628	4,502
東日本大震災復興交付金	3,173	-	1,477	-	525
産業・生業(なりわい)の再生	1,650	233	1,362	79	1,052
産業振興	1,411	233	1,283	79	1,023
災害関連融資	307	-	243	-	216
中小企業への支援・立地補助事業等	823	-	663	-	434
農林水産業の復興支援	203	2	142	70	160
観光復興	5	3	50	8	51
イノベーション・コースト構想関連	-	-	145	-	101
被災事業者支援	-	228	13	2	54
研究開発・再生エネルギー等	74	-	15	-	7
雇用の確保	231	-	83	-	29
その他	9	-	8	-	-
原子力災害からの復興・再生	7,801	783	10,167	3,307	8,209
風評被害対策・食の安全確保等	136	-	128	-	100
除染等	6,439	783	8,855	3,307	6,699
研究開発拠点整備等	42	-	11	-	11
ふるさとの復活	1,124	-	1,087	-	1,297
その他	61	-	85	-	102
東日本大震災復興推進調整費	30	-	15	-	8
「新しい東北」先導モデル事業等	14	-	10	-	9
地方交付税交付金	5,898	-	3,478	165	3,425
全国防災対策費	2,007	3	2	-	0
その他	6,882	7,909	4,992	1,272	5,372
合計	39,087	8,928	32,469	5,460	26,896

※ 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

(単位: 億円)

区分	歳出 予算現額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D)=(A-B-C)	執行率 (B)/(A)	執行見込率 (B+C)/(A)	不用率 (D)/(A)
被災者支援	1,384	1,014	170	198	73.3%	85.7%	14.3%
生活支援	694	369	170	154	53.2%	77.8%	22.2%
教育・医療・福祉	649	607	-	41	93.6%	93.6%	6.4%
救助活動	10	9	-	1	85.3%	85.3%	14.7%
その他	29	29	-	0	96.9%	96.9%	3.1%
住宅再建・復興まちづくり	24,184	12,457	10,473	1,253	51.5%	94.8%	5.2%
災害廃棄物等処理	317	147	57	112	46.4%	64.6%	35.4%
公共事業(災害復旧)	9,704	4,413	4,414	876	45.5%	91.0%	9.0%
施設等の災害復旧等	1,111	683	315	113	61.5%	89.8%	10.2%
復興に向けた公共事業等	6,876	4,132	2,593	150	60.1%	97.8%	2.2%
東日本大震災復興交付金	6,173	3,080	3,092	0	49.9%	100.0%	0.0%
産業の振興・雇用の確保	2,478	1,440	593	445	58.1%	82.0%	18.0%
産業振興	2,239	1,273	593	372	56.9%	83.4%	16.6%
災害関連融資	299	255	-	44	85.1%	85.1%	14.9%
中小企業への支援・立地補助事業等	1,290	545	519	224	42.3%	82.6%	17.4%
農林水産業の復興支援	282	164	59	58	58.2%	79.3%	20.7%
原子力災害による被災事業者の自立支援事業	227	227	-	-	100.0%	100.0%	0.0%
研究開発・再生エネルギー等	138	80	13	44	58.1%	68.0%	32.0%
雇用の確保	230	158	-	72	68.6%	68.6%	31.4%
その他	8	8	-	0	96.2%	96.2%	3.8%
原子力災害からの復興・再生	12,167	8,009	2,233	1,925	65.8%	84.2%	15.8%
風評被害対策・食の安全確保等	137	109	3	25	79.2%	81.4%	18.6%
除染等	10,297	6,490	2,038	1,767	63.0%	82.8%	17.2%
研究開発拠点整備等	112	88	22	1	78.6%	98.9%	1.1%
ふるさとの復活	1,263	1,015	162	85	80.4%	93.2%	6.8%
その他	357	305	6	45	85.5%	87.3%	12.7%
地方交付税交付金	4,415	4,415	-	-	100.0%	100.0%	0.0%
全国防災対策費	2,399	1,602	638	159	66.8%	93.4%	6.6%
その他	9,297	8,158	1	1,137	87.8%	87.8%	12.2%
合計	56,328	37,098	14,111	5,118	65.9%	90.9%	9.1%

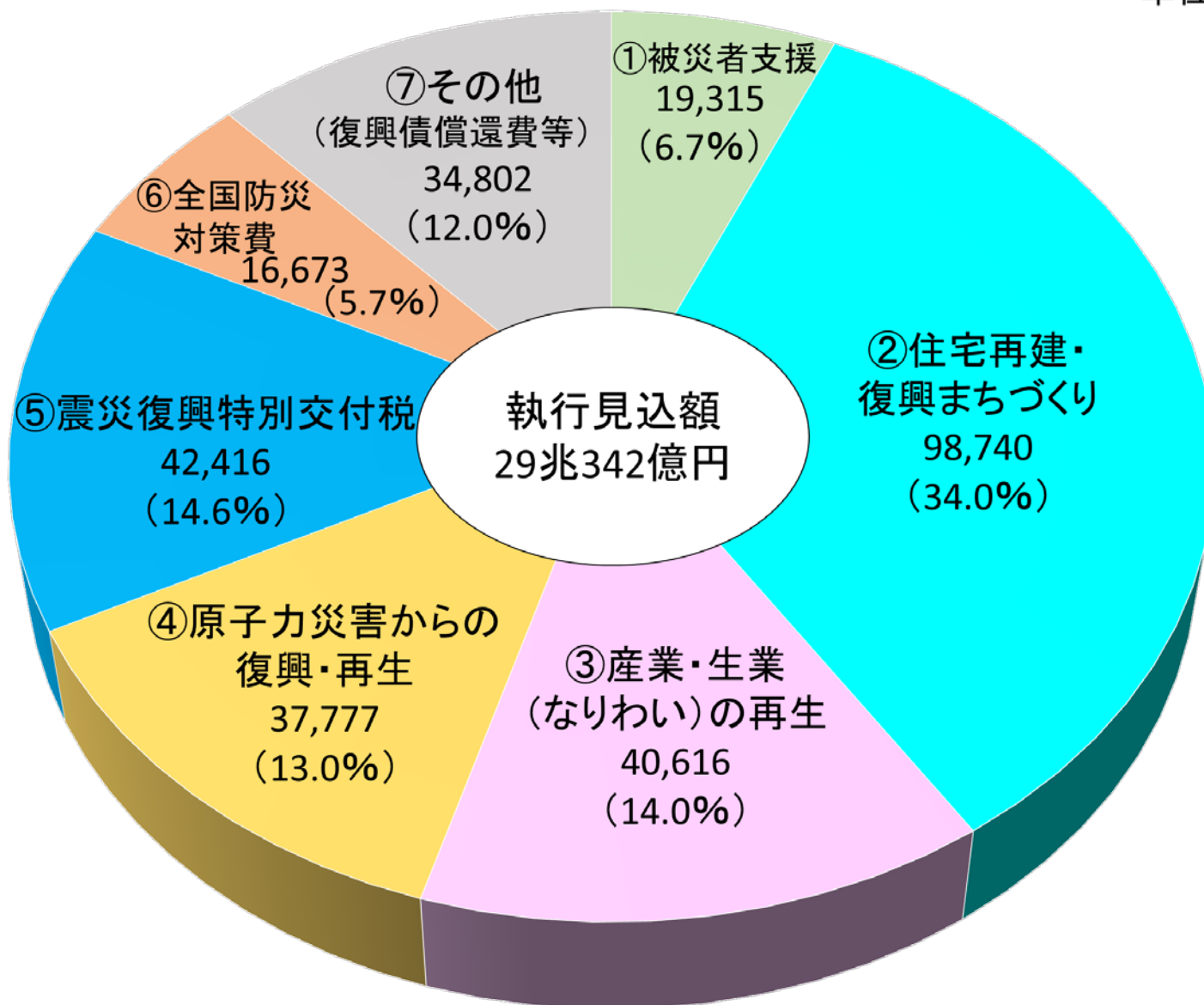
※1 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

※2 計数については、平成25年度復興特会予算繰越分、平成26年度復興特会予算繰越分及び平成27年度復興特会予算分の合計である。

※3 国社会資本整備特会が廃止されたことによる繰越分を含んでいる。

3-1 集中復興期間における復興関連予算の執行状況

単位: 億円



※執行見込額は、復興財源フレーム対象経費に加え、東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を含む。

3-2 福島復興に向けた予算等①（概要）

25年度予算	25年度補正予算	26年度予算
(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 5,918億円 ◎災害復旧事業 6,611億円 ◎復興関係公共事業 2,868億円	(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 611億円 ◎災害復旧事業 650億円 ◎復興関係公共事業 346億円	(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 3,638億円 ◎災害復旧事業 5,855億円 ◎復興関係公共事業 3,561億円
(2) 産業振興・雇用 ◎グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 280億円 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 1,100億円 ◎農林水産業への支援 319億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 24億円 ○再生可能エネルギー導入支援等（浮体式洋上風力発電の実証研究等） 103億円 ○福島発農産物等風評被害対策 3億円 ○福島県における観光関連復興支援 4億円	(2) 産業振興・雇用 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 330億円 ◎グループ補助金 204億円 ◎中小企業・小規模事業者の資金繰支援事業 325億円 ◎水産業共同利用施設等の整備 22億円 ◎事業復興型雇用創出事業の基金積増し・実施期間延長 448億円 ○浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業 280億円 ○福島発農産物等戦略的情報発信事業 16億円	(2) 産業振興・雇用 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 300億円 ◎グループ補助金 221億円 ◎災害関連融資 221億円 ◎東日本大震災農業生産対策交付金 75億円 ◎復興特区支援利子補給金 13億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 19億円 ○再生可能エネルギー導入支援（福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業等） 17億円 ○再生可能エネルギー関係研究開発等 29億円 ◎農産物等消費応援事業 1億円 ○福島県における観光関連復興支援 4億円
(3) 除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌の除染 4,978億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 146億円	(3) 除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 804億円	(3) 除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 2,582億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業 1,330億円 ○中間貯蔵施設の整備 1,012億円
(4) 新たな課題への対応 【福島ふるさと復活プロジェクト】 ○帰還加速・区域の荒廃抑制 48億円 ○長期避難者支援 503億円 ○定住にむけた環境整備 100億円	(4) 新たな課題への対応 ○福島再生加速化交付金 512億円 「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する、より使い勝手の良い新たな交付金を新設。 ○生活環境向上対策 ○社会福祉施設整備 ○健康管理・健康不安対策 ○農林水産業支援 ○生活拠点整備 ○商工業支援	(4) 新たな課題への対応 ○福島再生加速化交付金 1,088億円 「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する、より使い勝手の良い新たな交付金による取組を強化。 ○生活環境向上対策 ○社会福祉施設整備 ○健康管理・健康不安対策 ○農林水産業支援 ○生活拠点整備 ○商工業支援

（注）◎についての事業費は被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等②（概要）

26年度補正予算	27年度予算	27年度補正予算
（１）福島復興・再生の加速 ○中間貯蔵施設等に係る交付金 1,500億円 ○原子力災害からの福島復興交付金 1,000億円	（１）福島復興・再生の加速 ○福島再生加速化交付金 1,056億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 68億円 等	
（２）地域再生(まちの復旧・復興、被災者支援) ◎公立学校施設災害復旧費 74億円 ○廃棄物処理施設災害復旧事業費補助 18億円 等	（２）地域再生(まちの復旧・復興、被災者支援) ◎災害復旧事業 5,794億円 ◎東日本大震災復興交付金 3,173億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 190億円 等	
	（３）安全・安心な生活環境の実現 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 4,174億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等金 1,387億円 ○原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金 9億円 ◎地方消費者行政推進事業 5億円 等	１．安心・安全な生活環境の実現 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染を加速 783億円 除染特別地域内の関東・東北豪雨の被災箇所への対応 (66億円) 地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置 (717億円)
	（４）地域経済の再生等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 400億円 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 360億円 ◎事業復興型雇用創出事業 122億円 ◎震災等対応雇用支援事業 107億円 ○再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援事業 37億円 ○再エネ・医療等の支援・研究・拠点整備等 50億円 ○福島産農産物等戦略的情報発信事業 16億円 ○福島県における観光関連復興支援事業 4億円 ◎農産物等消費応援事業 1億円 等	２．地域経済の再生 ◎原子力災害による被災事業者の自立支援事業 228億円 ○東北の観光復興に関する取組の強化 東北観光復興対策調査 1億円 「新しい東北」交流拡大モデル事業 1.8億円 ○被災地の水産加工品販路開拓に関する取組の強化 「新しい東北」輸出拡大モデル事業 1.8億円
(注)◎については被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される。		

3-2 福島復興に向けた予算等③ (概要)

28年度予算	28年度補正予算	29年度予算
(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等 ○福島再生加速化交付金 1,012億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 76億円		(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等 ○福島再生加速化交付金 807億円 ○特定復興再生拠点整備事業(仮称) 309億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 181億円
(2) 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり) ◎災害復旧事業 5,093億円 ◎東日本大震災復興交付金 1,477億円 ◎被災者支援総合交付金 220億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 189億円 等	○復興まちづくり ◎復興道路・復興支援道路の整備加速化 589億円 ◎復興を支える港湾施設(防波堤等)の整備加速化 38億円 ◎災害廃棄物処理 9億円	(2) 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり) ◎被災者支援総合交付金 200億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 135億円 ◎東日本大震災復興交付金 525億円 ◎災害復旧事業 2,599億円 等
(3) 安全・安心な生活環境の実現等 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 5,249億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 2,140億円 ◎中間貯蔵施設の整備等 1,346億円 ◎放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 14億円 ◎福島県双葉郡中高一貫校設置事業 26億円 等	○原子力災害からの復興・再生 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 3,307億円	(3) 安全・安心な生活環境の実現等 ◎除去土壌等の適正管理・搬出等 2,855億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1,851億円 ◎中間貯蔵施設の整備等 1,876億円 ◎放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 13億円 ◎福島県双葉郡中高一貫校設置事業 26億円 等
(4) 地域経済の再生、「12市町村の将来像」関連等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 290億円 ◎観光復興関連事業 50億円 ◎事業復興型雇用支援事業 41億円 ◎復興特区支援利子補給金 19億円 ◎自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 320億円 ◎原子力災害対応雇用支援事業 42億円 ◎原子力災害による被災事業者の自立支援事業 13億円 ◎福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 1億円 ◎イノベーション・コースト構想関連事業 145億円 ◎福島発農産物等戦略的情報発信事業 16億円 等	○産業・生業(なりわい)の再生 ◎東北地方へのインバウンド推進による観光復興 8億円 ○原子力被災12市町村における営農再開支援 70億円 ○原子力災害被災地域における創業等支援 2億円	(4) 地域経済の再生、イノベーション・コースト・風評関連等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 210億円 ◎観光復興関連事業 51億円 ◎復興特区支援利子補給金 19億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 19億円 ○原子力災害による被災事業者の自立支援事業 54億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 2億円 ○イノベーション・コースト構想関連事業 101億円 ○福島県農林水産業再生総合事業 47億円 等

(注)◎については被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等④（平成29年度予算のポイント）

○「復興・創生期間」に入り、さらなる福島の復興加速化に向け、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を最大限に踏まえながら予算を決定。

1. 長期避難者の支援、早期帰還の支援等【1,297億円(1,087億円)】

○福島再生加速化交付金【807億円】

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括して支援する本交付金により、福島の再生を加速。長期避難者の生活拠点の確保や、帰還促進のための生活拠点整備等を支援。

また、道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援を行うとともに、新たに福島県が行う原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備等に対する支援を追加。

○特定復興再生拠点整備事業（仮称）【309億円】

帰還困難区域の復興再生拠点の整備のため、除染及び家屋解体等を実施。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業【181億円】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策等を推進。

また、避難指示区域等の住民による住民参加型の取組を支援。

2. 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり） 【8,848億円の内数(12,331億円)】

・被災者支援総合交付金【200】※

・被災者生活再建支援金補助金【135】※

・社会資本整備総合交付金（復興）【1,090】※

・東日本大震災復興交付金【525】※

・災害復旧事業【2,599】※

・被災地域における地域医療の再生支援【236】

福島県の避難指示解除区域等における医療提供体制の再構築を図るため、医療機関の復興に向けた取組を支援。

等

3. 安全・安心な生活環境の実現等【6,909億円の内数(9,053億円)】

①汚染廃棄物等の適正な処理【6,699億円】

- ・除去土壌等の適正管理・搬出等【2,855】※
- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等【1,851】※
- ・中間貯蔵施設の整備等【1,876】等

②放射線モニタリング・リスクコミュニケーション等【37億円】

- ・放射性物質環境汚染状況監視等調査研究【13】
- ・原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金【8】
- ・地方消費者行政推進事業【5】※ 等

③その他【173億円】

- ・福島県双葉郡中高一貫校設置事業【26】
- ・地域公共交通確保維持改善事業【14】
- ・旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【1.9】 等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コースト・風評関連等 【834億円(①)、103億円(②)及び99億円(③)の内数】

①地域経済の再生等【834億円の内数】

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【210】※
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【185】
- ・原子力災害による被災事業者の自立支援事業【54】
- ・原子力災害対応雇用支援事業【19】
- ・復興特区支援利子補給金【19】※

等

②イノベーション・コースト構想関連事業等【103億円】

- ・福島イノベーション・コースト構想関連施設整備等【99】
- ・福島イノベーション・コースト構想実現可能性調査等補助事業【2】
- ・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【2】

等

③風評払拭・農林水産業・観光関連【99億円】

- ・福島県農林水産業再生総合事業【47】
- ・福島県等復興産学官連携支援事業【1】※
- ・観光復興関連事業【51】※

等

（備考1）復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、**8,209億円**。

（備考2）※の予算額は被災県等の合計であり、その一定部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

29年度予算
28年度
当初
【○○(○○)】
※単位：億円

3-3 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における 主な財政的支援

復旧事業

国庫補助	地方負担
➤ 補助率のかさ上げ (例) 公共土木施設等・・・8～9割(阪神・淡路大震災時は8割) ➤ 補助の算定方法の特例 公共土木施設等は総合負担軽減方式で算定(プール方式:各施設の災害復旧事業費を合算し補助率算出) ➤ 補助対象施設の拡大 市町村仮庁舎、介護老人保健施設等も補助(阪神・淡路大震災では対象外)	➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行)

復興事業

国庫補助	地方負担
【復興交付金】 ➤ 復興地域づくりに必要なハード事業(5省40事業)を一括化(地方負担分の5割を追加的に国庫補助) ➤ 基幹事業に関連し実施する用途の自由度の高い効果促進事業等により、ハード・ソフト事業ニーズに対応(補助率8割) 【福島復興・再生に向けた交付金】 ➤ 帰還を加速するための支援事業、復興公営住宅整備等長期避難者のコミュニティ維持のための事業、中通り等の子どものための全天候型運動施設整備等の事業 【その他】 ➤ 社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の復興枠による支援 ➤ 地域経済の核となる中小企業等グループの施設の復旧等のためグループ補助金を創設 ➤ 既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」に対応するための復興推進調整費の創設	➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行する等により対応)

その他

➤ 中長期職員派遣、職員採用等の単独事業、地方税等の減収に対する震災復興特別交付税措置 ➤ 取崩し型復興基金の創設(23年度2次補正(特別交付税の増額))、津波被災地域の住民の定着促進のため基金の積み増し等(24年度補正(震災復興特別交付税の増額))

3-4 復興特区制度①（復興推進計画に基づく特例の概要）

○ 地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定した計画に基づき、税制上の特例、金融上の特例、規制・手続の特例を講じることで、復興まちづくりや産業・なりわいの再生等を推進する重要な制度。

特例措置の概要

税制上の特例

事業者の税負担の軽減

- ・機械・建物等に係る特別償却又は税額控除
 - ・被災雇用者に対する給与等支給額10%の税額控除
 - ・新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)
 - ・研究開発税制(特別償却及び税額控除) 等
- ※指定件数:4,680(H29.3末)(数値は速報値)

金融上の特例

事業者への低利融資

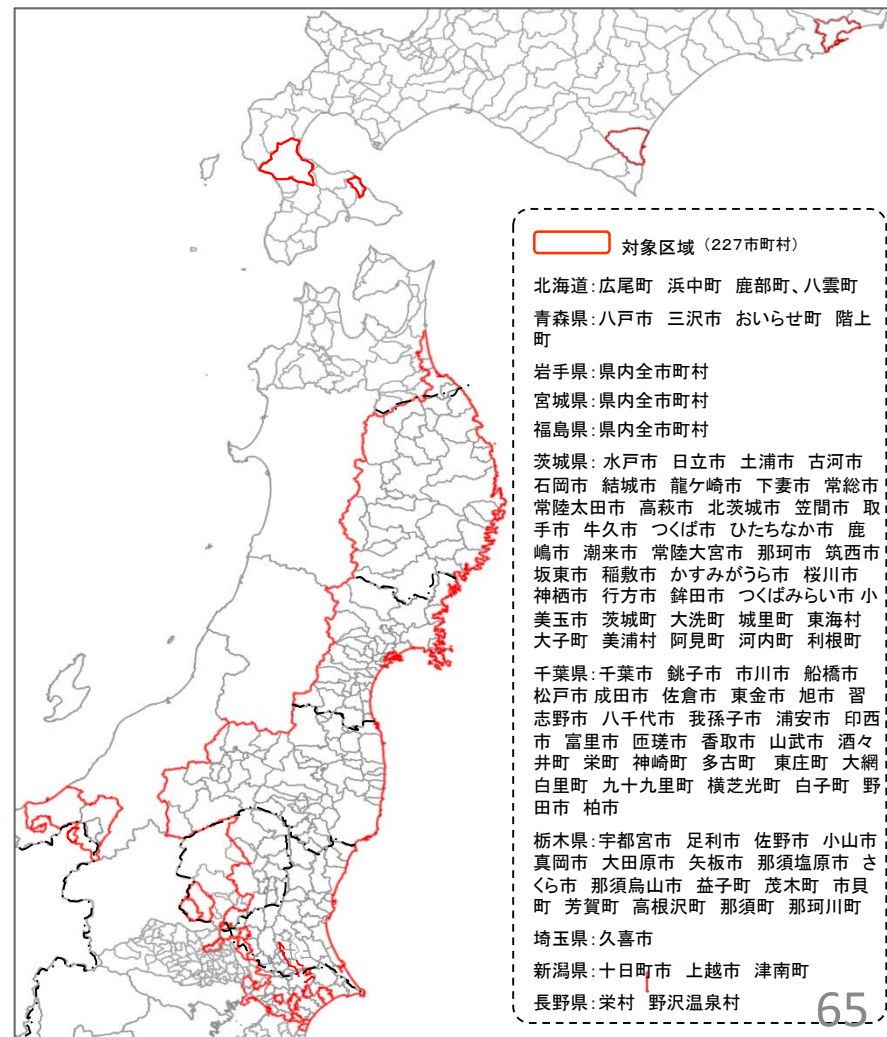
- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給(5年間 0.7%以内)
- ※利子補給対象事業者151(H29.3末)

規制・手続等の特例

土地の有効活用等、事業活動への負担軽減

- ・公営住宅の入居資格要件の特例
- ・応急仮設店舗等の存続期間の特例
- ・工場立地の緑地規制の特例 等

対象区域



3-4 復興特区制度②（復興推進計画の認定状況）

- 規制・手続き等の特例に係る計画は40計画、税制上の特例に係る計画は28計画、金融上の特例に係る計画は151計画認定（※1）。
- 県別では、岩手県で29計画、宮城県で68計画、福島県で84計画等となっている（※2）。

平成29年3月末現在

	青森	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	合計
規制・手続き等の特例	1	6	18	6	6	1	2	40
税制上の特例	1	6	16	4	1	0	0	28
金融上の特例	9	17	34	74	17	0	0	151
県合計	11 (10)	29 (28)	68 (66)	84	24 (23)	1	2	219 (214)

※1 一つの復興推進計画に複数の特例が盛り込まれている場合には、該当する特例の数を計上した。

※2 県合計の下段の括弧内の数値は複数の特例に該当する重複を排除し、当該県内で認定された復興推進計画の数を表記したもの。

3-4 復興特区制度③（復興整備計画に基づく特例の概要）

既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

事業に必要な許可の特例・手続のワンストップ処理

現状と課題

①事業実施のために必要な許可が得られない（市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等）

②事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等）

計画に基づく事業の実施

◆市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可

◆開発許可、農地転用の許可等、事業に必要な複数の許可手続をワンストップで処理
◆都市計画や農用地利用計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理

新しいタイプの事業制度の創設

現状と課題

③住宅地と農地が混在するなど、被災地の実態に即した事業手法が必要

計画に基づく事業の実施

◆住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業
◆市街化調整区域内でも土地区画整理事業を実施可能に
◆防災集団移転促進事業で住宅団地を整備する場合、移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設等の用地取得及び造成についても支援対象に

土地利用再編のイメージ



【安全なエリアに住宅を集約】



3-4 復興特区制度④（復興整備計画の活用状況）

（平成29年3月31日現在）

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計12市町村 （宮古市、大船渡市、久慈市、 陸前高田市、釜石市、山田町、 大槌町、岩泉町、田野畑村、 普代村、野田村、洋野町）	計193地区	・市街地開発事業 （宮古市等の計21地区） ・集団移転促進事業 （宮古市等の計45地区） ・都市施設の整備に関する事業 （宮古市等の計76地区） ・小規模団地住宅施設整備事業 （大槌町の計7地区） ・土地改良事業 （釜石市等の計3地区） ・その他施設（災害公営住宅等）の整備に関する事業 （宮古市等の計74地区）	・農地法の転用許可みなし （宮古市等の計59地区） ・都市計画法の事業認可みなし （大船渡市等の計4地区）
宮城	○計14市町 （仙台市、石巻市、塩竈市、 気仙沼市、名取市、多賀城市、 岩沼市、東松島市、亘理町、 山元町、七ヶ浜町、利府町、 女川町、南三陸町）	計419地区	・市街地開発事業 （石巻市等の計30地区） ・集団移転促進事業 （仙台市等の計193地区） ・都市施設の整備に関する事業 （石巻市等の計69地区） ・土地改良事業 （南三陸町の計2地区） ・その他施設（災害公営住宅等）の整備に関する事業 （仙台市等の計156地区）	・農地法の転用許可みなし （仙台市等の計209地区） ・都市計画法の開発許可みなし （石巻市等の計155地区） ・自然公園法の建設許可等みなし （石巻市等の計36地区）
福島	○計12市町村 （いわき市、相馬市、南相馬市、 川俣町、広野町、檜葉町、 富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、新地町、飯舘村）	計223地区	・市街地開発事業 （いわき市等の計7地区） ・集団移転促進事業 （いわき市等の計53地区） ・都市施設の整備に関する事業 （いわき市等の計70地区） ・土地改良事業 （相馬市等の計12地区） ・造成宅地滑動崩落対策事業 （檜葉町の計1地区） ・その他施設（災害公営住宅等）の整備に関する事業 （いわき市等の計93地区）	・農地法の転用許可みなし （いわき市等の計102地区） ・都市計画法の開発許可みなし （いわき市等の計20地区）

※ 1つの地区で複数の事業を実施している場合があるため、「事業施行地区」欄の地区数と「復興整備事業の内容」欄の地区数の合計とは、必ずしも一致しない。

3-5 復興交付金①

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化（5省40事業→右表参照）

効果促進事業等（関連事業）

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応（補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限）

地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て※

※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

参考：東日本大震災復興特別区域法（抄）

第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

文部科学省	
1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）
2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
5	医療施設耐震化事業
6	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）
9	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）
11	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
12	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）
13	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）
14	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
17	道路事業（市街地相互の接続道路等）
18	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
19	道路事業（道路の防災・震災対策等）
20	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
21	災害公営住宅家賃低廉化事業
22	東日本大震災特別家賃低廉化事業
23	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
24	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）
25	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）
26	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
27	優良建築物等整備事業
28	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
29	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
31	津波復興拠点整備事業
32	市街地再開発事業
33	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
34	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
35	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
36	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
37	下水道事業
38	都市公園事業
39	防災集団移転促進事業
環境省	
40	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

3-5 復興交付金②

- 復興交付金は、被災地の要望を踏まえ、随時、制度の見直しを実施し、運用を柔軟化。
(申請書類の削減、交付決定前着手の創設、効果促進事業の一括配分の創設・使い勝手の向上 等)

効果促進事業の一括配分

- 第2回配分(24年5月25日)にあわせ、効果促進事業の一括配分を創設。
- 復興まちづくりの根幹をなす事業(※)には、幅広い関連事業が存在。交付手続の簡素化及び機動的な事業の実施のため、効果促進事業の予算の一定割合(基幹事業の配分額の20%)を予め先渡し。
- 県及び市町村は、使途内訳書の提出により、個別事業の交付申請・交付決定を経ず、迅速な事業実施が可能。
(※)漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業

復興交付金の運用の柔軟化

- 第5回配分(25年3月8日)にあわせ、復興のステージの高まりに応じた復興交付金の運用の柔軟化を実施。
 - ① 基幹事業及び効果促進事業の採択対象の拡大(防災拠点施設や駅前駐輪場整備等)
 - ② 効果促進事業の使い勝手の向上(一括配分に関し、使途の限定を廃止)

復興交付金の活用促進の方針

- 第10回配分(26年11月25日)にあわせ、災害公営住宅への入居や高台団地の引き渡しの段階へ移行しつつある状況を踏まえ、復興交付金の活用により、今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組を弾力的に支援する方針を公表。
 - 1 住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる事業費の上限の引上げ(1億円⇒3億円)
 - 2 市町村による追悼・記念施設整備への対応
 - 3 防集移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進

平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興事業について(27年6月24日復興推進会議決定)

- 一括配分について、一事業当たりの事業費の上限(3億円)を撤廃し、配分額の上限を引き上げる(250億円⇒500億円)。
- 効果促進事業により実施可能な事業メニューのパッケージ化と担当者の設置により、効果促進事業の活用を促進する。
⇒ 「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ」を公表。(27年6月26日公表、28年4月26日改訂)

自治体負担の導入(平成28年3月29日付け復興庁事務連絡)

- 28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業について、事業費の1%を自治体負担の対象とすることを決定・周知。

復興交付金(効果促進事業)の活用について

- 震災復興が新たなステージに入っている中で、新たに顕在化している地域の課題に対応すべく、①復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修、②被災地における観光振興、③離半島部等における暮らしの再建支援について、復興交付金(効果促進事業)の対象として明確化(28年4月26日)。

3-5 復興交付金③

- 基幹事業は、復興地域づくりに必要となる事業を一括化して実施。これまで、住まいの確保に関する事業を中心に、道路事業、水産・漁港関連事業、下水道事業、農地整備事業等に多く配分。
- 効果促進事業は、基幹事業に関連し、被災地方公共団体が自主的かつ主体的に実施するもの。復興地域づくりの構想から防集跡地の利活用まで、復興のステージに応じた多様なニーズに対応。

基幹事業の活用事例

※金額は事業間流用後の事業費

住まいの確保

- ・災害公営住宅整備事業(61市町村、7,395億円)
- ・防災集団移転促進事業(28市町村、5,872億円)
- ・都市再生区画整理事業(22市町村、3,703億円)

生業の再建

- ・水産・漁港関連施設整備事業(36市町村、2,668億円)
- ・農地整備、農業用施設等整備事業(40市町村、1,989億円)

都市機能の形成

- ・津波復興拠点整備事業(17市町、1,279億円)
- ・道路事業(50市町村、4,924億円)
- ・下水道事業(27市町村、1,921億円)
- ・都市公園事業(21市町村、608億円)
- ・市街地液状化対策事業(12市、819億円) 等

教育環境の整備等

- ・公立学校等の施設整備・環境改善事業(22市町村、99億円)
- ・その他、保育所の整備、下水道区域外の浄化槽の設置等を実施

効果促進事業の活用事例

復興・創生期間におけるまちづくりの構想

- ・維持管理費の推計と市内の公共施設の整備計画の作成 等

基幹事業の工事の加速

- ・基幹事業と他事業との調整のためのコンサルタントの活用 等

地域の実情に沿ったまちづくりの実施

- ・具体的な利用見込みのある土地の嵩上げ
- ・津波避難監視カメラ、防災備蓄倉庫 等

災害公営住宅における新たな生活の立ち上げ

- ・防集団地内のコミュニティ施設 等

移転先団地等における住宅の自力再建の支援

- ・住宅再建に係る相談会の開催 等

まちなりわい・にぎわいの再生

- ・一次産品の新商品開発、産業用地や観光交流施設の整備 等

防集移転元地の利活用

- ・土地利用計画の検討・作成
- ・防集移転元地における広場、道路等の整備

震災遺構の保存等への対応

(新市街地の造成(石巻市))



(災害公営住宅(相馬市))



(水産物加工処理施設 (宮古市))



(イチゴ団地(亶理町))



(防災公園(岩沼市))



3-5 復興交付金④

- 23年度第3次補正予算から29年度予算までで、国費3兆3,273億円(事業費4兆1,350億円)を計上。
- これまでに17回の配分を行い、国費3兆363億円(事業費3兆7,896億円)を配分。

予算額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
23年度第3次補正予算	15,612	19,307
24年度予算	2,868	3,584
25年度予算	5,918	7,397
25年度第1次補正予算	611	763
26年度予算	3,638	4,547
27年度予算	3,173	3,931
28年度予算(補正後)	930	1,165
29年度予算	525	655
合計	33,273	41,350

(参考)県毎の配分額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
岩手県	8,005	9,943
宮城県	17,867	22,176
福島県	3,446	4,337
その他	1,044	1,441
合計	30,363	37,896

各回の配分額

(単位:億円)

	国費	事業費
第1回(24年3月2日)	2,510	3,055
第2回(24年5月25日)	2,612	3,165
第3回(24年8月24日)	1,435	1,806
第4回(24年11月30日)	7,148	8,803
第5回(25年3月8日)	1,997	2,538
第6回(25年6月25日)	527	632
第7回(25年11月29日)	1,832	2,338
第8回(26年3月7日)	2,142	2,616
第9回(26年6月24日)	542	702
第10回(26年11月25日)	3,365	4,242
第11回(27年2月27日)	1,538	2,037
第12回(27年6月25日)	544	735
第13回(27年12月1日)	1,345	1,667
第14回(28年2月29日)	1,187	1,487
第15回(28年6月24日)	172	210
第16回(28年12月1日)	779	991
第17回(29年2月28日)	688	873
合計	30,363	37,896

注)事業費はそれぞれ配分時、予算計上時点での金額

3-5 復興交付金⑤

- 復興交付金により整備したインフラは、地域の財産として、被災地方公共団体が維持・管理。
- 住民意向の変化や人口減少等を踏まえ、適時適切な事業内容となるよう、復興庁も助言し、被災地方公共団体において事業計画の見直しを実施。

- 高台移転等により新たな住宅団地を整備する場合には、住民意向の変化を踏まえ、事業規模の縮小にも対応。
※ 高台移転の計画戸数は約2万8千戸(24年12月末時点)から約1万9千戸(28年9月末時点)に縮小。

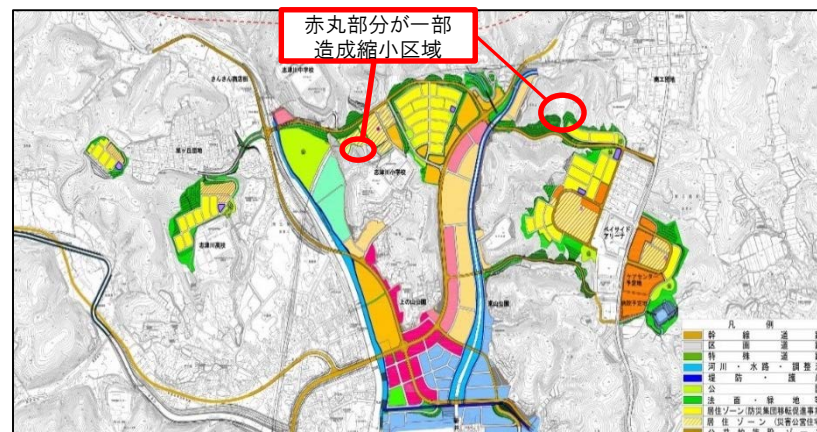
陸前高田市(中心部)

- 陸前高田市では、津波で被災した中心市街地で、高台移転や盛土造成による新たな市街地を整備。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し
(高台住宅地造成戸数:1,047戸(見直し前)⇒984戸(26年3月時点)⇒659戸(28年9月時点))。



南三陸町(志津川地区)

- 南三陸町では、津波で被災した志津川地区で、高台移転による新たな市街地を整備し、住宅や公共・公益施設を配置。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し。
(高台住宅地造成戸数:1,182戸(見直し前)⇒943戸(26年3月時点)⇒827戸(28年9月時点))



- 施設整備の場合も、必要性、市町村の人口動態や施設の利用者数、維持管理費等を考慮し、適切な規模を検討。
- 女川町
 - ・地域交流センターについて、旧公民館の面積を参考に、人口減少を加味し、旧公民館の約73%の規模(1,103m²)で整備。
- 岩沼市
 - ・防集移転団地のコミュニティセンターについて、利用人数等を勘案し、被災した集会所の総計面積の約74%の規模(850m²)で整備。

3-5 復興交付金⑥

主な市町村における復興交付金の活用事例(1)

①岩手県

※金額は事業間流用後の事業費

陸前高田市(配分額:事業費2,341億円)

- 土地区画整理事業(2地区:709億円)
- 防災集団移転促進事業(364億円)
- 災害公営住宅の整備(262億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(23事業、213億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、197億円)
- 水産加工団地等における民間の水産加工場の整備等(56億円)
- 圃場整備事業(3地区、48億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 土砂仮置き場整備事業(9億円)
- 災害公営住宅の下層階への生活利便施設の整備(1億円)
- 自治会館の整備(2億円)等

釜石市(配分額:事業費1,746億円)

- 災害公営住宅の整備(427億円)
- 土地区画整理事業(4地区、253億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、158億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(15事業、117億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(71億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興拠点における駐車場の整備(6億円)
- 仮設警察署・免許センターの駐車場の整備(2億円)
- 障がい者就労支援施設用地整備(0.6億円)
- 鶴住居地区の復興広場整備(17億円)
- 市営墓地の整備(0.2億円)等

大槌町(配分額:事業費1,486億円)

- 防災集団移転促進事業(345億円)
- 災害公営住宅の整備(252億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(78億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、70億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 町所有のさけますふ化場等の整備(7億円)
- 災害公営住宅のピロティ部分を駐車場等に整備(0.5億円)
- 中学校仮設運動場の整備(0.2億円)
- 震災遺構の保存調査(9百万円)等

山田町(配分額:事業費1,461億円)

- 防災集団移転促進事業(348億円)
- 災害公営住宅の整備(238億円)
- 土地区画整理事業(5地区、184億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(19事業、203億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(2地区、100億円)
- 津波復興拠点整備事業(90億円)
- 民間の水産加工場の整備(29億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産加工施設再建に伴う設備導入支援(4億円)
- ボランティア等向けの簡易宿泊施設(トレーラーハウス)整備(0.3億円)
- 流出した砂浜再生に向けた調査(0.1億円)等

大船渡市(配分額:事業費1,114億円)

- 災害公営住宅の整備(210億円)
- 防災集団移転促進事業(175億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(24事業、227億円)
- 民間の水産加工場整備、製氷施設整備、船揚場の嵩上げ等(99億円)
- 土地区画整理事業(78億円)
- 津波復興拠点整備事業(58億円)
- 学校施設関連(公立学校の新增築・統合、保育園の多機能化等、20億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(25億円)
- 菌床しいたけ生産施設等の整備(2億円)
- 魚市場共用施設(トイレ、シャワー室等)の整備(0.3億円)等

宮古市(配分額:事業費1,099億円)

- 災害公営住宅の整備(213億円)
- 防災集団移転促進事業(167億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(16事業、195億円)
- 土地区画整理事業(2地区、108億円)
- 民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(97億円)
- 浸水対策事業(排水ポンプ場の整備)(44億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(10地区、37億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、31億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波遺構保存整備事業(たろう観光ホテル保存)(2億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(8億円)
- キャンプ場の復旧整備(5百万円)等

主な市町村における復興交付金の活用事例(2)

※金額は事業間流用後の事業費

石巻市(配分額:事業費5,263億円)

- 災害公営住宅の整備(1,339 億円)
- 防災集団移転促進事業(1,044億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(48事業、762億円)
- 下水道事業(30事業、428億円)
- 土地区画整理事業(249億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(212億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(25地区、103億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波被災企業等のための企業用地の整備(24億円)
- 歴史的建造物の交流施設としての活用(2億円)
- 不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の復旧(0.9億円)等

気仙沼市(配分額:事業費3,486億円)

- 災害公営住宅の整備(796億円)
- 防災集団移転促進事業(569億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(43事業、469億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場整備(390億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 造船関係施設の集約のための用地の整備(45億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための嵩上げ(25億円)
- 水産試験場の復旧整備(11億円)
- 復興市民広場の整備(3億円)
- 震災遺構保存整備事業(気仙沼向洋高校)(0.5億円)等

仙台市(配分額:事業費2,385億円)

- 災害公営住宅の整備(796億円)
- 防災集団移転促進事業(569億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(309億円)
- 地盤沈下地域の内水排除の為に下水道(185億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(4事業、172億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(24億円)
- 圃場整備(17億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 滑動崩落に起因する土地境界調整への専門家派遣(0.3億円)等

東松島市(配分額:事業費1,965億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、358億円)
- 防災集団移転促進事業(334億円)
- 土地区画整理事業(243億円)
- 災害公営住宅の整備(259億円)
- 農地の圃場整備や農業用施設等の整備(137億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集移転元地における産業用土地区画整理事業地の内水排除のための嵩上げ(21億円)
- 防集跡地における企業用地整備(8億円)
- 震災遺構保存活用可能性調査(0.2億円)等

女川町(配分額:事業費1,719億円)

- 土地区画整理事業(489億円)
- 防災集団移転促進事業(248億円)
- 災害公営住宅の整備(278億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(13事業、201億円)
- 水産加工団地における排水処理施設、水産物卸売市場及び民間の水産加工場の整備(154億円)
- 小・中学校移転整備事業(2億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 区画整理事業予定地の既設構造物除却、撤去(20億円)等

南三陸町(配分額:事業費1,414億円)

- 防災集団移転促進事業(392億円)
- 災害公営住宅の整備(267億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(18事業、169億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、112億円)
- 水産物卸売市場及び民間の水産加工場等の整備(79億円)
- 土地区画整理事業(46億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(23地区、26億円)
- 袖浜地区の公園、砂浜(海水浴場)等の復旧整備(19億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- シロサケふ化場整備(8億円)
- 震災復興祈念公園の整備(10億円)等
- 災害公営隣接地での高齢者支援施設の整備(1億円)等

山元町(配分額:事業費1,018億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、165億円)
- 災害公営住宅の整備(136億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、149億円)
- 圃場整備(199億円)
- 防災集団移転促進事業(118億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(77億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 子育て拠点関連施設の再建整備(0.6億円)
- 中浜小学校の遺構としての保存に向けた調査(0.1億円)等

岩沼市(配分額:事業費906億円)

- 排水路・排水機整備事業(3地区、241億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(9事業、174億円)
- 防災集団移転促進事業(153億円)
- 圃場整備(3地区、125億円)
- 災害公営住宅の整備(52億円)
- 防災緑地などの都市公園整備事業(8地区、50億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(42億円)
- 子育て拠点関連施設の一括整備(0.1億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 道路整備促進(工事監督支援)(1億円)等

亘理町(配分額:事業費860億円)

- 圃場整備(224億円)
- 災害公営住宅の整備(128億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(114億円)
- 防災集団移転促進事業(103億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(8事業、104億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(19億円)
- 民間の水産加工場の整備(15億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- いちご選果場整備(10億円)
- 漁具倉庫の整備(2億円)
- 防集跡地における企業用地整備(0.3億円)等

3-5 復興交付金⑧

主な市町村における復興交付金の活用事例(3)

③福島県

※金額は事業間流用後の事業費

いわき市(配分額:事業費1,705億円)

- 災害公営住宅の整備(454億円)
- 土地区画整理事業(235億円)
- 津波防災緑地等の都市公園事業(7地区、221億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(20事業、171億円)
- 水産物卸売市場等の整備(55億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産調査船「いわき丸」の建造(13億円)
- 被災した集会所の整備(9か所、3億円)
- いちごのブランド化促進(施設整備、販路拡大等)(0.7億円) 等

南相馬市(配分額:事業費606億円)

- 防災集団移転促進事業(210億円)
- 圃場整備(92億円)
- 災害公営住宅の整備(99億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(5事業、51億円)
- 被災した園芸施設等の整備(25億円)
- 被災した漁港施設の整備(11億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興作業用住居の建設補助(3億円)
- 埋蔵文化財収蔵庫整備(1億円) 等

相馬市(配分額:事業費822億円)

- 防災集団移転促進事業(167億円)
- 災害公営住宅の整備(87億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(28事業、100億円)
- 水産種苗研究・生産施設の再建整備(74億円)
- 津波防災緑地の整備(1地区、76億円)
- 共同利用の水産加工施設等の再建整備(62億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地区の内水排除のための嵩上げ(8億円) 等

新地町(配分額:事業費530億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、126億円)
- 防災集団移転促進事業(85億円)
- 津波防災緑地の整備(2地区、80億円)
- 土地区画整理事業(1地区、57億円)
- 津波復興拠点整備事業(1地区、57億円)
- 災害公営住宅の整備(35億円)
- 民間の水産加工場の整備(7億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(2億円) 等

※ その他の市町村においても、地域の実情に応じ、以下のような用途にも復興交付金を活用

須賀川市(配分額:事業費152億円)

- 市街地再開発事業(76億円)
- 災害公営住宅の整備(28億円)
- 地震により決壊した藤沼ダム周辺の被災した地域交流拠点の再建(5億円)

広野町(配分額:事業費117億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(10事業、56億円)
- 津波防災緑地の整備(35億円)
- 災害公営住宅の整備(16億円)

楢葉町(配分額:事業費86億円)

- 防災集団移転促進事業(17億円)
- 災害公営住宅の整備(49億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(2億円)

浪江町(配分額:事業費72億円)

- 防災集団移転促進事業(51億円)
- 津波により流失した共同墓地の移転整備(2億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(3事業、1億円)

富岡町(配分額:事業費32億円)

- 津波で被災した駅前の土地区画整理事業(10億円)

飯舘村(配分額:事業費10億円)

- 原発事故からの避難先での営農再開のための農業施設の整備(5億円)
- 災害公営住宅の整備(2億円)

川内村(配分額:事業費5億円)

- 野菜工場の復興整備(3億円)
- 被災した地域間交流施設の修復(2億円)

川俣町(配分額:事業費0.9億円)

- 原発事故により使用できない鶏飼育施設の代替施設の整備(0.6億円)

3-5 復興交付金⑨

主な市町村における復興交付金の活用事例(4)

※金額は事業間流用後の事業費

④茨城県

潮来市(配分額:事業費205億円)

- 市街地の液状化対策(112億円)

北茨城市(配分額:事業費100億円)

- 災害公営住宅の整備(33億円)
- 水産物市場、製氷・貯氷施設の整備(30億円)
- 防災集団移転促進事業(7億円)

神栖市(配分額:事業費100億円)

- 市街地の液状化対策(96億円)
- 防災拠点の整備(4億円)

鹿嶋市(配分額:事業費99億円)

- 市街地の液状化対策(83億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(5億円)

大洗町(配分額:事業費53億円)

- 津波被災区域から高台への避難路等の整備(35億円)
- 魚市場荷捌き所、水産物加工処理施設等の整備(8億円)
- 一時避難所の整備(3億円)

東海村(配分額:事業費33億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(33億円)

⑤青森県

八戸市(配分額:事業費55億円)

- 津波被災区域から高台への避難路等の整備(27億円)
- 災害公営住宅の整備(15億円)
- 公民館整備(6億円)
- 津波避難施設、津波避難タワーの建設(3億円)

三沢市(配分額:事業費5億円)

- 漁民研修施設等の復興整備(4億円)
- 津波避難監視カメラの整備(0.4億円)
- 津波避難計画等策定(0.3億円)

⑥千葉県

浦安市(配分額:事業費428億円)

- 市街地の液状化対策(369億円)
- 幹線道路の液状化対策(44億円)

香取市(配分額:事業費65億円)

- 市街地の液状化対策(50億円)
- 地盤沈下に伴う雨水排水対策(7億円)
- 災害公営住宅の整備(4億円)

⑦北海道、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県

北海道 広尾町(配分額:事業費1億円)

- 漁業集落における避難階段の整備(0.7億円)

栃木県 矢板市(配分額:事業費9億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(7億円)

埼玉県 久喜市(配分額:事業費46億円)

- 市街地の液状化対策(46億円)

新潟県 十日町市(配分額:事業費1億円)

- 災害公営住宅の整備(1億円)

長野県 栄村(配分額:事業費25億円)

- 災害公営住宅の整備(7億円)
- 被災した農家の乾燥調製機、農業機器の整備(5億円)
- 農用地の基盤改良等(3億円)
- 避難道路の整備(6億円)

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対応することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」②

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の各県の活用状況について

(単位：百万円)

県 名	基金名	基金規模 ①	特別交付税 措置額	復興基金活用額		活用累計額 ④ (②+③)	うち市町村へ の交付金	執行率 (④÷①)	備 考
				平成23～27年度 (実績額) (②)	平成28年度 (当初予算) (③)				
青森県	青森県東日本大震災復興推進基金	8,000	8,000	6,057	569	6,626	(4,000)	82.8%	
岩手県	東日本大震災津波復興基金	42,600	42,000	31,512	3,987	35,499	(21,000)	83.3%	基金規模及び活用額には、寄附金を含む
宮城県	東日本大震災復興基金	72,282	66,000	54,495	2,858	57,353	(33,000)	79.3%	基金規模及び活用額には、寄附金を含む
福島県	福島県原子力災害等復興基金	57,000	57,000	45,074	4,342	49,416	(28,500)	86.7%	
茨城県	茨城県東日本大震災復興基金	15,733	14,000	12,280	1,470	13,750	(7,000)	87.4%	基金規模及び活用額には、寄附金を含む
栃木県	栃木県東日本大震災復興推進基金	4,012	4,000	3,862	140	4,002	(2,000)	99.8%	基金規模及び活用額には、寄附金を含む
千葉県	千葉県東日本大震災市町村復興基金	3,000	3,000	3,000	0	3,000	(3,000)	100%	
新潟県	(公財)新潟県中越大地震復興基金	1,000	1,000	915	85	1,000	(500)	100%	財団において特別会計を設置
長野県	長野県栄村復興基金	1,000	1,000	592	167	759	(759)	75.9%	全額栄村に交付予定
合 計		204,627	196,000	157,787	13,618	171,405	(99,759)	83.8%	

○復興基金からの市町村交付金の活用状況について

(単位：百万円)

県 名	交付金事業名	市町村交付金額 (既交付額) ①	交付金活用額		交付金活用累計額 ④ (②+③)	執行率 (④÷①)
			平成23～27年度 (実績額) (②)	平成28年度 (当初予算) (③)		
青森県	青森県東日本大震災復興推進交付金	4,000	2,795	975	3,770	94.3%
岩手県	東日本大震災津波復興基金市町村交付金	21,000	10,711	4,246	14,957	71.2%
宮城県	東日本大震災復興基金交付金	33,000	16,946	5,560	22,506	68.2%
福島県	福島県市町村復興支援交付金	28,500	20,373	2,874	23,247	81.6%
茨城県	市町村復興まちづくり支援事業費交付金	7,000	7,000	0	7,000	100%
栃木県	東日本大震災復興推進事業交付金	2,000	1,995	5	2,000	100%
千葉県	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金	3,000	2,350	271	2,621	87.4%
新潟県	東日本大震災復興事業交付金	500	467	33	500	100%
長野県	長野県栄村復興交付金	759	531	228	759	100%
合 計		99,759	63,168	14,192	77,360	77.5%

※ 復興基金を活用した市町村への交付金を受けて、市町村が基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。

3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」③

※ 総務省まとめ

「取崩し型復興基金」を活用した主な事業（県）

【市町村向け交付金】（1,000億円）

○地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金

【生活支援】（60億円）

- 被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援
- 仮設住宅における防犯ボランティアへの支援
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助
- 被災地域の集会所等のコミュニティ施設の再建支援 など

【住宅対策】（140億円）

- 災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援
- 融資が困難な被災者の宅地復旧工事等への支援 など

【教育文化対策】（40億円）

- 私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援
- 部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

【産業復興・地域振興対策】（320億円）

- 被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援
- 被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援
- 小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援
- 早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や代替家畜等の導入支援
- 被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援
- 被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 被災地の観光振興に対する支援 など

【融資への利子補給】（50億円）

- 県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給
- 経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給
- 二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給 など

【その他】（100億円）

- 被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への支援
- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 震災の記録・教訓の伝承や展示 など

復興基金からの市町村交付金を活用した事業例（市町村）

【生活支援における事業例】

- 被災した市民等に必要生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送
- 仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置
- 避難者受入自治体における交流会の開催
- 仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助
- 被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援
- 地区集会施設の復旧等に対する支援
- 被災した私道の復旧に対する支援

【住宅対策における事業例】

- 一部損壊住宅の修繕、畳・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援

【教育文化対策における事業例】

- 被災した児童福祉施設等における各種備品の整備
- 通学用のバス乗車券の購入補助
- 被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営
- 青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援

【産業復興・地域振興対策における事業例】

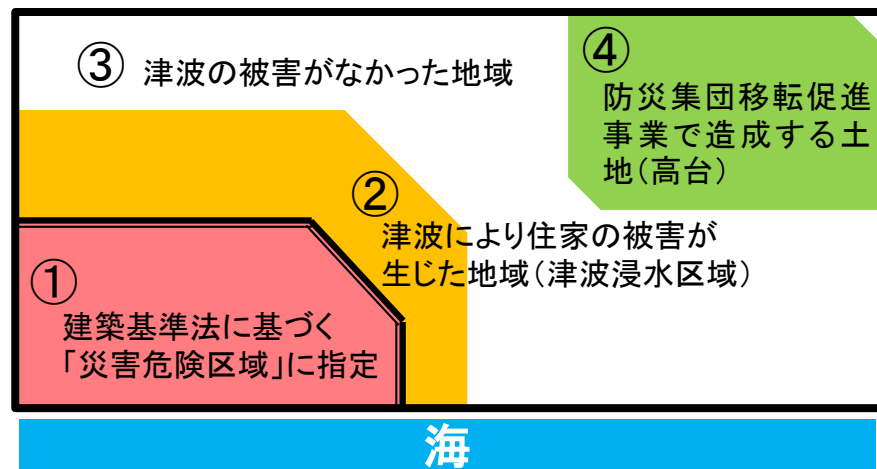
- 仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成
- 被災農業者向けの苗木の購入等の支援

津波被災地域の住民の定着促進（平成24年度補正予算により措置：1,047億円）

津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、被災県の復興基金の積立て等について、震災復興特別交付税の増額により措置。

【再建パターンと支援策】

A市の行政区域



①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり
(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)

②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

(単位：億円)

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合 計
5	215	709	103	5	11	1,047

※ 平成24年度3月分の震災復興特別交付税により措置（平成25年3月25日交付）

3-7 福島復興に向けた制度①（福島復興再生特別措置法概要）

<目的>

（施行：平成24年3月31日、改正：平成25年5月10日、平成27年5月7日）

- 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

<概要>

福島復興再生基本方針

（平成24年7月13日閣議決定）

原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針

（方針に定められる事項：福島復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等）

避難解除等区域の復興・再生

避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

国が決定する「避難解除等区域復興再生計画」に基づき、以下の措置を実施

- ①公共事業の代行（県等が管理する道路等の工事を国が代行）
- ②生活環境整備事業（公共施設の清掃等を国が直轄で実施）
- ③課税の特例（避難解除等区域で事業を開始・再開する者が対象）

住民の帰還の促進を図るための措置

住民の帰還の促進を図るための措置を実施（「帰還環境整備交付金」を創設）

- ①一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画
- ②帰還環境整備事業計画に基づく道路、下水道等のインフラ整備

長期避難者の生活の安定を図るための措置

長期避難者の避難先での生活拠点形成のための措置を実施（「生活拠点形成交付金」を創設）

- 生活拠点形成事業計画に基づく公営住宅の建設、コミュニティ維持のためのソフト事業等

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

福島県が作成する「産業復興再生計画」に基づき、以下の法律上の特例を措置

- ①福島特例通訳案内士
- ②地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免
- ③地熱資源開発、流通機能向上に関する許認可のワンストップ

新たな産業の創出等の重点的な推進

福島県が作成する「重点推進計画」に基づき、再生可能エネルギー、医薬品、医療機器及びロボットに関する研究開発拠点の整備等を推進

その他

- ①訓示規定
農林水産物等の放射能濃度の測定等支援、健康管理調査の実施に必要な措置 等
- ②復興大臣や福島県知事等からなる原子力災害からの福島復興再生協議会の設置

3-7 福島復興に向けた制度②（福島復興再生基本方針の概要）

（平成24年7月13日閣議決定）

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 意義 ～「福島の再生なくして、日本の再生なし」～
- 2 目標
- 3 基本理念・基本姿勢

《第2部 避難解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の道すじ
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 課税の特例
- 4 住居の安定確保
- 5 将来的な住民の帰還を目指す地域の復興及び再生に向けた準備のための取組
- 6 避難解除等区域復興再生計画の策定手続き

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第6 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第9 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

福島復興再生特別措置法と各計画等の関係

福島復興再生特別措置法

（平成24年3月31日施行）（平成25年5月10日改正）（平成27年5月7日改正）

福島復興再生基本方針

（平成24年7月13日閣議決定）

即して作成

【重点推進計画】

（平成25年4月26日決定）

- ◎ 県が作成、国が認定
→主に県が行う取組を記載
- ◎ 県全域を対象
- ◎ 新たな産業の創出等
 - 1 重点推進事業
 - (1)再生可能エネルギー関連産業の創出
 - (2)医療関連産業の創出
 - (3)先導的な施策への取組
 - ①環境創造センター
 - ②浜地域農業再生研究センター
 - ③会津大学復興支援センター
- 2 実施を確保するための措置
 - (1)工場用地の無償譲渡
 - (2)企業立地の促進等

【産業復興再生計画】

（平成25年5月28日決定）

- ◎ 県が作成、国が認定
→主に県が行う取組を記載
- ◎ 県全域を対象
- ◎ 産業全般の復興・再生
 - 1 取組の内容
 - 【区域別】①避難解除等区域、②将来的な住民の帰還をめざす区域、③県内全域
 - 【産業別】①農林水産業、②中小企業、③観光振興
 - 2 産業復興再生事業(規制の特例)
 - ①通訳案内士、②地域団体商標、③新品種育成、④小名浜港埠頭
 - 3 復興特区制度(課税の特例)活用
 - ①製造業、②観光産業、③農林漁業

【避難解除等区域復興再生計画】

（平成25年3月19日決定）
（平成26年6月20日改定）

- ◎ 県が申出、国が策定
→国、県、市町村が行う取組を記載
- ◎ 避難解除等区域等を対象
- ◎ 生活環境等全般の再生
 - 第1部 全般的事項
 - ①公共インフラの復旧
 - ②生活環境の復興・再生
 - ③放射線対策の強化
 - ④地域を支える産業の再生
 - ⑤農林水産業の再生
 - ⑥状況に応じた生活の再建
 - 第2部 広域的な地域整備の方向
広域的な施設の整備等
 - 第3部 市町村ごとの計画

その他の計画

【生活拠点形成事業計画】

- ◎県、避難先自治体等が作成、国に提出
- ◎長期避難者の生活拠点となる公営住宅の整備等

【帰還環境整備事業計画】

- ◎県、帰還先自治体等が作成、国に提出
- ◎一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備等

（企業立地促進計画）

（平成25年8月8日決定）

- ◎ 県が作成、国に提出
- ◎ 立地促進区域
企業の立地を促進するための措置の内容等を記載

3-7 福島復興に向けた制度④（福島復興再生特措法の一部を改正する法律案（概要））

帰還困難区域内の復興・再生に向けた環境整備、被災事業者の生業の復興・再生を担う組織の体制強化、浜通り地域の新たな産業基盤の構築、福島県産農林水産物等の風評払拭等に必要な措置を講ずる。

1 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

- 市町村長は、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進するための計画を作成。同計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合、以下の制度等を当該区域において活用できるようにする。
 - 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
 - 道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行
 - 被災事業者の事業再開や新規事業者の立地促進に必要な設備投資等に係る課税の特例
 - 全面買収方式により新市街地を整備する「一団地の復興再生拠点整備制度」の適用

2 官民合同チームの体制強化

- 被災事業者の事業再開等を支援する官民合同チーム（国、福島県、福島相双復興推進機構等から構成）の組織の一元化を図るため、その中核である（公社）福島相双復興推進機構を法律に位置付けるとともに、国の職員をその身分を保有したまま同機構へ派遣できること等を可能とする。

3 「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化

- 浜通り地域における「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」を一層推進するため、同構想に係る取組を推進する区域（福島国際研究産業都市区域）や当該取組を法定の重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボットの新品・新技術の開発促進のための国有の試験研究施設の低廉使用を可能とする。
また、「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に分科会を創設し、同構想を関係機関等が連携・協力して推進するための枠組みを整備する。

4 風評被害払拭への対応

- 福島県産農林水産物等の風評被害の払拭に向け、販売等の実態調査や当該調査に基づく指導・助言等の措置を講ずることを法律に位置付ける。

※このほか、①被災12市町村の帰還環境整備に取り組むまちづくり会社等、②子どもへのいじめの防止のための対策、③地域住民の交通手段の確保についても、その後押しを行うため、法律に位置付ける。

3-7 福島復興に向けた制度⑤

(子ども・被災者支援法の概要、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針)

1 法の目的及び経緯

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立。
- 被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要との認識の下、国の責務を定めた理念法(主に自主避難者を対象)。

2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援策を講ずべき地域である「支援対象地域(20mSv未満で一定の基準以上の地域)」として、基本方針(H25.10.11閣議決定)において、次の通り設定。

支援対象地域:

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた
「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」を設定。

立法時には、

- ・線量数値でコミュニティを分断してはならない
- ・地域の実情に合わせて区域を決めるべき
- ・多様な事情を総合的に勘案して決めるべき

などの議論があり、「一定の基準」を具体化できず、政府が基本方針の中で定めることとされた。

3 基本方針改定(H27.8.25閣議決定)

◆改定の趣旨

福島県による自主避難者向け応急仮設住宅の提供終了の発表、及び線量が大幅に低減していること等から、被災者が自ら居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針を改定。

◆改定の主な内容

- 支援対象地域は、線量が発災時と比べ大幅に低減し、新たに避難する状況にはないことを明記。
- 一方、避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない。



(参考) 子ども被災者支援法関連の施策

- ・放射線による健康への影響調査
- ・民間団体を活用した被災者支援
- ・住宅の確保に関する支援
- ・自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

など、合計約100項目

3-8 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針

<趣旨>

- 東日本大震災復興基本法第3条に基づき平成23年7月に策定した現行の基本方針については、集中復興期間終了前までに見直すこととされている。
- 見直しにあたっては、既存の方針や復興の進展等を踏まえつつ、後期5か年の「復興・創生期間」(平成28~32年度)において、**重点的に取り組む事項を明らかにする。**

<概要>

1. 基本的な考え方
- **地震・津波被災地域では**、平成28年度にかけて多くの恒久住宅が完成。10年間の復興期間の「総仕上げ」に向けた新たなステージにおいて、多様なニーズに切れ目なく、きめ細かく対応（平成29年度末見込み：災害公営住宅97%、高台移転90%）
 - **福島においては**、平成29年3月には避難指示解除準備区域等の避難指示解除等が進み、**本格的な復興のステージ**。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、**国が前面に立って取り組む**
 - 人口減少等の「課題先進地」である被災地において、**被災地の自立**につながり、**地方創生のモデル**となるような「**新しい東北**」の姿を創造

2. 各分野における今後の取組

(1) 被災者支援（健康・生活支援）	・ 避難生活の長期化に伴う心身のケア 、住宅・生活再建支援など、 ステージに応じた切れ目のない支援
(2) 住まいとまちの復興	・ 住宅再建 の計画通りの進捗、 医療・介護提供体制の復興 、 被災地発展の基盤となるインフラ整備 の推進
(3) 産業・生業の再生	・ 観光振興 、 水産加工業 の販路開拓支援、 農業の大規模化など創造的な産業復興
(4) 原子力災害からの復興・再生	①事故収束（廃炉・汚染水対策）、②放射性物質の除去等、 ③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化、 ⑤事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充
(5) 「新しい東北」の創造	・ 企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウの最大限の活用、 蓄積したノウハウを被災地で普及・展開

3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等
- **東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWC等の機会を活用した復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の継承**
 - 基本方針の実施状況等について**フォローアップ**、**3年後の見直し**

3-9 これまでの主な動き①

【平成23年】

- 3月11日 東日本大震災発災・緊急災害対策本部発足
- 3月17日 被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置
- 5月 2日 東日本大震災財特法成立
平成23年度補正予算成立(復興経費4兆153億円)
- 6月24日 復興基本法施行
- 6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出
- 6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催
- 7月25日 平成23年度第2次補正予算成立(復興経費1兆8,106億円)
- 7月29日 「復興基本方針」策定
- 8月 5日 原発避難者特例法成立
- 8月26日 各府省の事業計画と工程表の取りまとめ(第1回)
- 8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催
- 11月21日 平成23年度第3次補正予算成立(復興経費9兆2,438億円)
- 11月30日 復興財源確保法成立
- 12月 7日 東日本大震災復興特別区域法成立
- 12月 9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

- 2月 9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)
- 2月10日 復興庁開庁
- 3月 2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)
- 3月 5日 東日本大震災事業者再生支援機構始業開始
- 3月30日 福島復興再生特別措置法 成立
- 4月 5日 平成24年度予算成立(復興特会3兆7,754億円)
- 6月27日 子ども被災者支援法 成立
- 7月13日 「福島復興再生基本方針」を閣議決定
- 9月 4日 被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針(グランドデザイン)の公表
- 11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告

【平成25年】

- 1月29日 復旧・復興事業の規模と財源(19兆円を25兆円)に見直し
- 2月 1日 福島復興再生総局を設置
- 2月 6日 復興推進委員会平成24年度審議報告
- 2月26日 平成24年度補正予算成立(復興特会3,177億円)
- 3月 7日 「住まいの復興工程表」公表
- 3月15日 「原子力災害による被災者支援策パッケージ」公表
- 4月 2日 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表
- 4月26日 福島復興再生特別措置法の改正(5月10日 公布・施行)
- 5月15日 平成25年度予算成立(復興特会4兆3,840億円)
- 6月 5日 復興推進委員会
「新しい東北」の創造に向けて(中間とりまとめ)
- 8月 7日 避難区域の見直しが完了
- 10月11日 「子ども被災者支援法基本方針」を閣議決定・国会報告
- 11月12日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月20日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定

【平成26年】

- 2月 6日 平成25年度補正予算成立(復興特会5,638億円)
- 3月20日 平成26年度予算成立(復興特会3兆6,464億円)
- 4月 1日 福島県田村市の避難指示解除
- 4月18日 「新しい東北の創造に向けて」(提言)を取りまとめ・公表
- 5月 1日 東日本大震災復興特別区域法の改正
- 6月10日 「産業復興創造戦略」を取りまとめ・公表
- 6月23日 「風評対策強化指針」を取りまとめ・公表
- 8月28日 「大熊・双葉ふるさと復興構想」公表
- 9月 1日 福島県が中間貯蔵施設の建設受入れを表明
- 10月 1日 福島県川内村の避難指示の一部解除
- 11月28日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月28日 南相馬市の特定避難勧奨地点を解除

3-9 これまでの主な動き②

【平成27年】

- 1月23日 被災者支援【健康・生活支援】総合対策を公表
- 2月 3日 平成26年度補正予算成立（復興特会2,597億円）
- 4月 9日 平成27年度予算成立（復興特会3兆9,087億円）
- 4月24日 福島復興再生特別措置法の改正（5月7日 公布・施行）
- 6月12日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂を閣議決定
- 6月24日 復興推進会議
今後5年にわたる復興・創生期間における復興事業のあり方等を取りまとめ・公表
- 6月30日 平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について閣議決定
- 7月30日 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言公表
- 8月24日 福島相双復興官民合同チーム発足
- 8月25日 「子ども被災者支援法基本方針改定」を閣議決定・国会報告
- 9月 5日 福島県楢葉町の避難指示解除
- 10月 2日 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に関する施策取りまとめの公表
- 11月27日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月18日 「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」を公表
- 12月25日 復興・創生期間に向けた新たな課題への対応方針を公表

【平成28年】

- 1月20日 平成27年度補正予算成立（復興特会1,016億円）
- 1月22日 第一回東北観光アドバイザー会議を開催

- 3月11日 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定
- 3月29日 平成28年度予算成立（復興特会3兆2,469億円）
- 3月31日 復興庁青森事務所を閉所
- 4月 1日 「復興・創生に向けたメッセージ—皆様への約束とお願い—」を公表
「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
- 4月15日 「東北観光アドバイザー会議」の提言を取り纏め・公表
- 4月22日 被災者支援総合交付金の交付可能額（第一回）を通知
- 5月28日 福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を公表
- 6月 6日 東日本大震災5周年復興フォーラムを開催
- 6月12日 葛尾村の避難指示を解除（一部の帰還困難区域を除く）
- 6月14日 川内村の避難指示を解除
- 7月12日 福島県南相馬市の避難指示解除（帰還困難区域を除く）
- 8月31日 帰還困難区域の取扱いに関する考え方を決定
- 9月26日 「「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正」を閣議決定
- 9月30日 「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」を公表
- 10月11日 平成28年度第2次補正予算成立（復興特会4,023億円）
- 12月20日 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針を閣議決定

【平成29年】

- 3月31日 「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
川俣町の避難指示を解除
飯舘村、浪江町の避難指示を解除（一部の帰還困難区域を除く）
- 4月 1日 富岡町の避難指示を解除（一部の帰還困難区域を除く）